



岐阜県強靱化計画

強くて、しなやかな「清流の国」を
次世代に引き継ぐために

(平成27～31年度)

平成27年3月

岐阜県

<目次>

はじめに

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の性格…………… 1
- 3 計画期間…………… 1

第1章 強靱化の基本的考え方

- 1 強靱化の理念…………… 2
- 2 基本目標…………… 3
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針…………… 3

第2章 本県の地域特性

- 1 地理的・地形的特性…………… 6
- 2 気候的特性…………… 8
- 3 社会経済的特性…………… 10

第3章 計画策定に際して想定するリスク

- 1 風水害(水害、土砂災害)、渇水、大雪…………… 16
- 2 巨大地震(内陸直下型地震、南海トラフ地震)…………… 19
- 3 火山災害…………… 21

第4章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方…………… 23
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定…………… 23
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価…………… 25

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理	26
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	26
(1)交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	27
(2)国土保全 ～火山、河川、砂防、治山等対策～	28
(3)農林水産 ～農林水産分野の災害対応力強化～	30
(4)都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	31
(5)保健医療・福祉 ～要配慮者対策及び医療救護体制確保～	32
(6)産業 ～サプライチェーンの確保～	33
(7)ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	33
(8)行政機能 ～自治体機能の継続～	35
(9)環境 ～廃棄物及び有害物質対策～	37
(10)地域づくり・リスクコミュニケーション	38
(11)メンテナンス・老朽化対策	39

第6章 計画の推進

1 施策の重点化	40
2 毎年度のアクションプランの策定	40
3 計画の見直し	40
(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	43
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	67
(別紙3) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針	80

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行された。

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

この計画は、この規定に基づき、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県を作り上げるために策定するものである。

2 計画の性格

この計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。

より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめていく。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの5年間とする。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念 ～強くて、しなやかな「清流の国」を次世代に引き継ぐために～

本県は、3千メートル級の山岳地帯から海拔ゼロメートルの水郷地帯まで変化に富んだ複雑な地形を有し、長良川などの清流に代表される自然は、本県の豊かな暮らしや文化を育んできた。その一方で、古来、あまたの災害に見舞われるも、先人たちは、たゆまず治山・治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、「清流の国」岐阜県を築き上げてきた。

そして今日、人口減少社会が到来し、地域コミュニティの崩壊が言われて久しい中、災害に強く、しなやかで、活力に満ちた「清流の国」岐阜県をつくり、次の世代へ引き継いでいくために、私たちは今一度、豪雨災害や巨大地震といった「万一」の危機を直視し、「災害を忘れることなく」、平時からの備えを行っていかなければならない。

（これまでの成果を活かし、大規模自然災害に備えた取組みを強化する）

平成 22 年に発生した7.15豪雨災害や東日本大震災など過去の災害の教訓を踏まえ、これまで積み重ねてきたハード・ソフト両面からの取組みの成果を活かしつつ、国や隣県等と連携し、市町村、企業、関係団体、そして県民が一体となって、頻発する豪雨災害や今にも起こり得る巨大地震、火山噴火等の大規模自然災害に備えた事前防災・減災及び迅速な復旧復興に向けた取組みの強化を図っていく必要がある。

（「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る）

「清流の国」「木の国・山の国」である本県においては、国土保全の観点から、多面的機能を有する森林や農地が適切に保全されることが重要であり、農山村、中山間地域における営みとその重要な役割を担っている。また、我が国の豊かな伝統、地域文化の源である農山村や中山間地域が元気であることは、地域コミュニティの活力（＝災害対応力）を高めるうえでも重要である。

（日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する）

日本の真ん中、東西・南北交通の要衝にある本県は、沿岸部の幹線が被災した際に備えた代替ネットワークを確保すること、あるいは首都機能のバックアップ拠点や企業の本社機能の誘致といったリスク分散の適地としての役割を担うことなど、国全体の強靱化に貢献することが期待されている。

（自助、共助及び公助による災害対応力の強化を図る）

東日本大震災など過去の大規模災害では、住民同士の助け合いによって、多くの命が救われている。「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、災害に対する不断の備えを進めるとともに、県民、学校、企業、ボランティア等との連携を深め、公助と適切に連携しつつ、自助・共助による県民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることが必要である。

こうした理念のもと、強靱化の取組みを県民一体となって進めることにより、本県の持続的成長、地域の発展につなげていく。

2 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、岐阜県強靱化計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- 県民の生命の保護が最大限図られること
- 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

（1）本県の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少や過疎化の進行など、本県を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。

- ・7. 15豪雨災害など過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取組みに当たること。
- ・東西・南北交通の結節点に位置する本県の地理的な重要性や災害リスクを踏まえ、隣県との連携など広域的な視点から取組みを進めること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みに当たること。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組みを進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たること。
- ・非常時のみならず、日常の県民生活の安全安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(参考) 国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」(要約)

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ①強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ②長期的視野を持った取組推進
- ③地域間連携の強化、東京一極集中から「自律、分散・協調」型国土への転換
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、適応力の強化
- ⑤適正な制度、規制のあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦国、地方自治体、事業者、住民の連携、役割分担
- ⑧平時の有効活用

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨施策の重点化の推進
- ⑩既存の社会資本の有効活用

- ⑪民間資金の積極的活用
- ⑫施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬土地の合理的利用の促進
- ⑭研究開発の推進と成果の普及
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
 - ⑮コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
 - ⑯女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
 - ⑰自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

第2章 本県の地域特性

1 地理的・地形的特性

(清流の国・木の国山の国)

「清流の国」、「木の国・山の国」である本県は、太平洋と日本海への流れを隔てる分水嶺や、雄大な木曾三川に代表される「清流」が、人々の生活に根付き、多くの恵みの源となっているとともに、3千メートル級の山岳地帯から海拔ゼロメートル地帯まで、高低差の大きい複雑な地形を有している。

木曾三川により形成された低平地(沖積平野)に人口が集中しており、その地盤は軟弱である。

また、山間狭隘部の河川沿いに集落が連担し、人口、資産、交通が集中する一方で、土砂災害のおそれのある区域が多数存在している。

- ・土砂災害警戒区域 15,015 箇所(指定済み箇所数で全国 6 位) [平成 26 年 4 月時点]
- ・砂防指定地 87,876ha (全国 1 位) [平成 26 年 4 月時点]

さらに、山間部に孤立する恐れのある集落が点在している。

- ・県内 26 市町村に 514 集落存在 [平成 26 年 1 月 1 日時点]

(日本の真ん中に位置する内陸県)

本県は、日本のほぼ中央に位置し、東西(首都圏～関西圏)・南北(東海～北陸)交通の結節点、周囲を7つの県に囲まれた内陸県である。

(南海トラフ地震や内陸直下型地震の発生が懸念)

南海トラフ地震が、今後 30 年以内に 70%の確率で発生するともいわれている。本県では、全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、岐阜県南部を中心に震度6弱と予測されている。

また、本県は全国で最も活断層の多い地域の一つであり、県内には 100 を超える活断層が確認されている。

- ・「確実度 1」の活断層(活断層であることが確実なもの): 23

◆岐阜県の活断層

凡例

確実度Ⅰ

活断層であることが確実なもの

確実度Ⅱ

活断層であると推定されるもの

確実度Ⅲ

活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、他の原因で形成された疑いの残るもの

伏在断層

沖積層下に伏在する活断層の推定位置



※活断層線については、活断層研究会編「新編 日本の活断層一分布図と資料」
〔東京大学出版会発行 1991年〕を参照した。

(御嵩町を中心とする中濃・東濃地域に亜炭鉱廃坑が存在)

愛知・岐阜・三重の東海3県には、亜炭が地下広く埋蔵されており、岐阜県では中津川市、瑞浪市、可児市、御嵩町を含む中濃・東濃地域において、明治初期から昭和30年代まで、燃料に用いるために盛んに掘削された。廃坑残存地域においては、埋戻し等の防災措置が十分なされないまま負の遺産として残存しており、今後発生が想定される巨大地震の影響で残柱や坑道天盤が広範囲にわたって大崩壊を起こし、人命や財産に重大な損失を与えることが懸念されている。

(県内の道路・河川施設は全国トップクラスの多さ)

県が管理する道路・河川施設は全国的に見て多く、老朽化の目安とされる建設後 40 から 50 年を経過する施設の割合も今後さらに高まっていくことから、計画的な維持補修がきわめて重要となっている。

◆県管理施設の状況

県管理施設の状況 (H24.4.1 現在)			建設後50年を経過する施設の割合 (%)			
	距離等 (全国順位)			H25 年度末	10 年後	20 年後
道路の延長	4,152km	(11 位)	15m 以上の橋りょう数	12.3	28.0	47.3
トンネル数	173 箇所	(6 位)	トンネル数	11.0	20.8	37.0
15m 以上の橋りょう数	1,631 橋	(2 位)	大規模河川構造物※	7.5	39.6	50.9
河川延長※	2,990km	(8 位)	※大規模河川構造物は 40 年を経過する施設の割合 (%)			
			※一級河川 (指定区間) の合計			

2 気候的特性

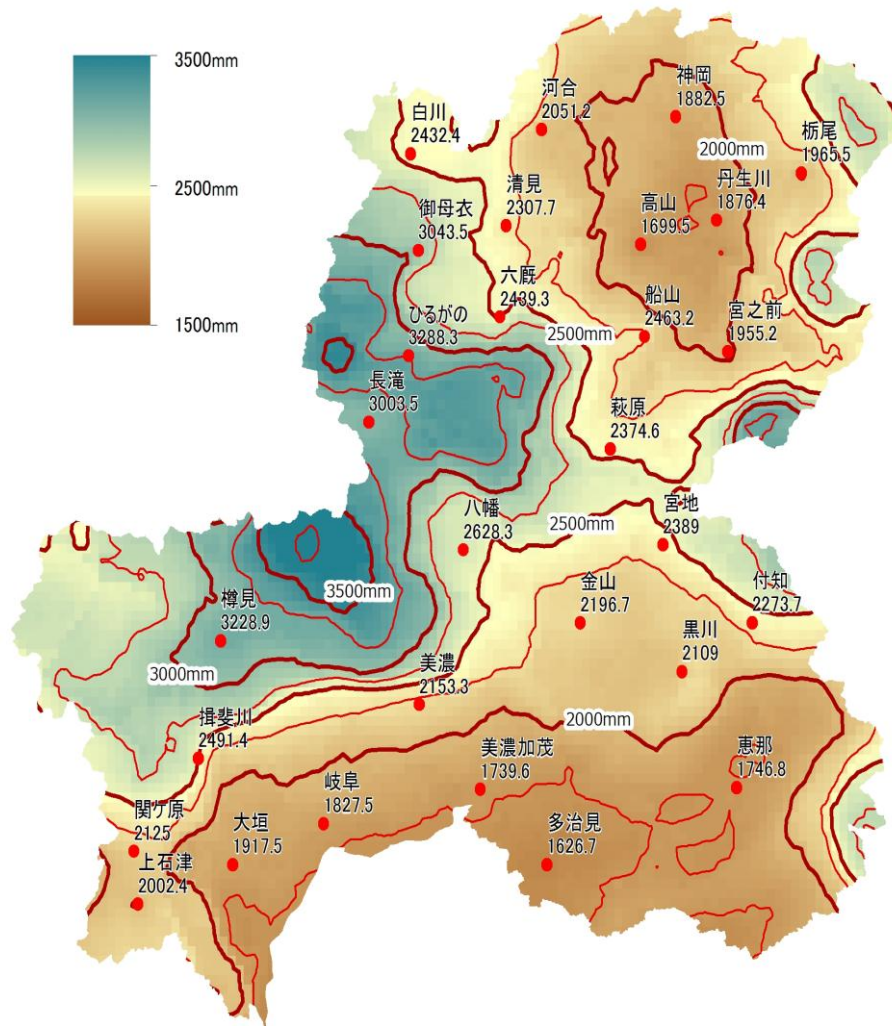
(多雨地域であり、近年、短期的・局地的豪雨が増加傾向)

木曾三川流域の平均年間降水量は約 2,500mm であり、全国平均の約 1,700mm を大きく上回っている。特に、山間部は 3,000mm を超える地域もある。また、近年では短期的・局地的豪雨が増加しており、どこで災害が発生しても不思議ではない気象状況となっている。

一方で少雨による異常渇水も発生(例:平成 6、7、17 年)しているところである。

また、飛騨北部、岐阜西濃北部、郡上地域で積雪が多くなっており、大雪による孤立や建物の崩壊なども懸念されている。

◆岐阜県の等降水量線図



※1981～2010年までの平年値

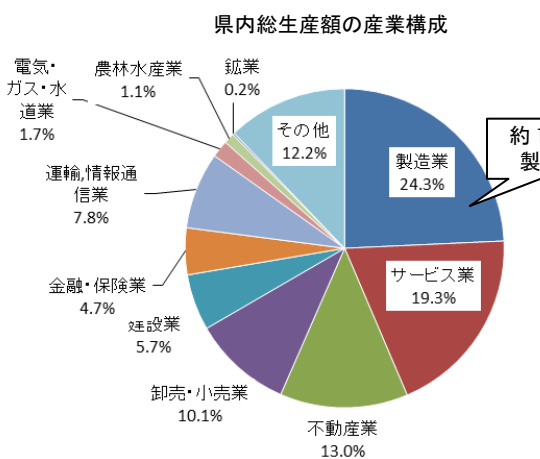
【出典：国土交通省「国土数値情報 平年値メッシュデータ」より岐阜県作成】

3 社会経済的特性

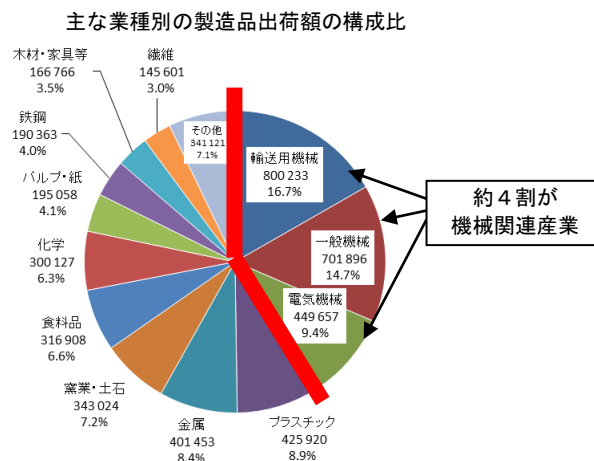
(日本を支える中部圏経済の一翼)

本県には、日本経済を支えるモノづくり中部のサプライチェーンを構成する企業が集積しており、本県内の企業が災害で被害を生じると、全国的な影響が懸念される。

◆県内総生産・製造品出荷額の構成



【出典：岐阜県「H23年度県民経済計算」】



【出典：岐阜県「H25年工業統計調査」(速報)】

(自動車依存度の高さ)

本県内には、空港や港湾が存在せず、鉄道網も発達していないことから、輸送や移動手段を車に大きく依存する社会構造となっている。

このため、道路交通ネットワークの安全性確保は、県民生活にとって大変重要な要素となっている。

(長期にわたる人口減少・少子高齢化の進展)

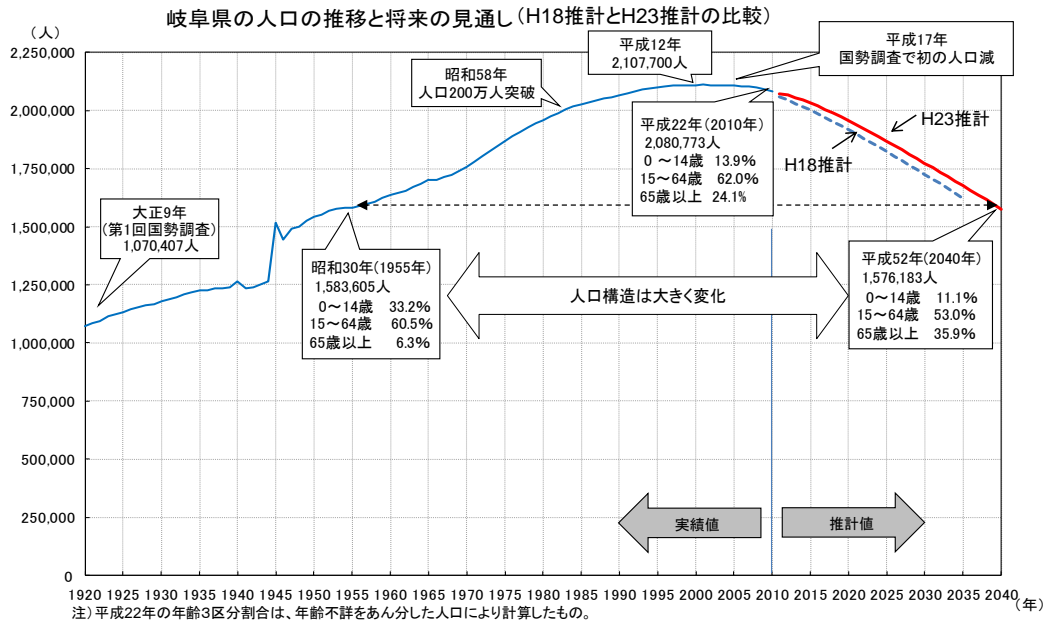
本県人口は2005年頃から減少を続けており、2040年には約158万人(約50万人減)となる見込みであり、また、65歳以上の単独世帯、中でも75歳以上の後期高齢者の単独世帯が急増しており、社会・経済の担い手である現役世代の減少による地域社会の崩壊が懸念されている。

【日本創生会議の試算による「消滅可能性都市(※)」(平成26年5月)】

- ・全国で896市町村(49.8%)、県内では以下の17市町村(40.5%)が該当
- | |
|--|
| 多治見市、美濃市、瑞浪市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、
関ヶ原町、神戸町、揖斐川町、富加町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村 |
|--|

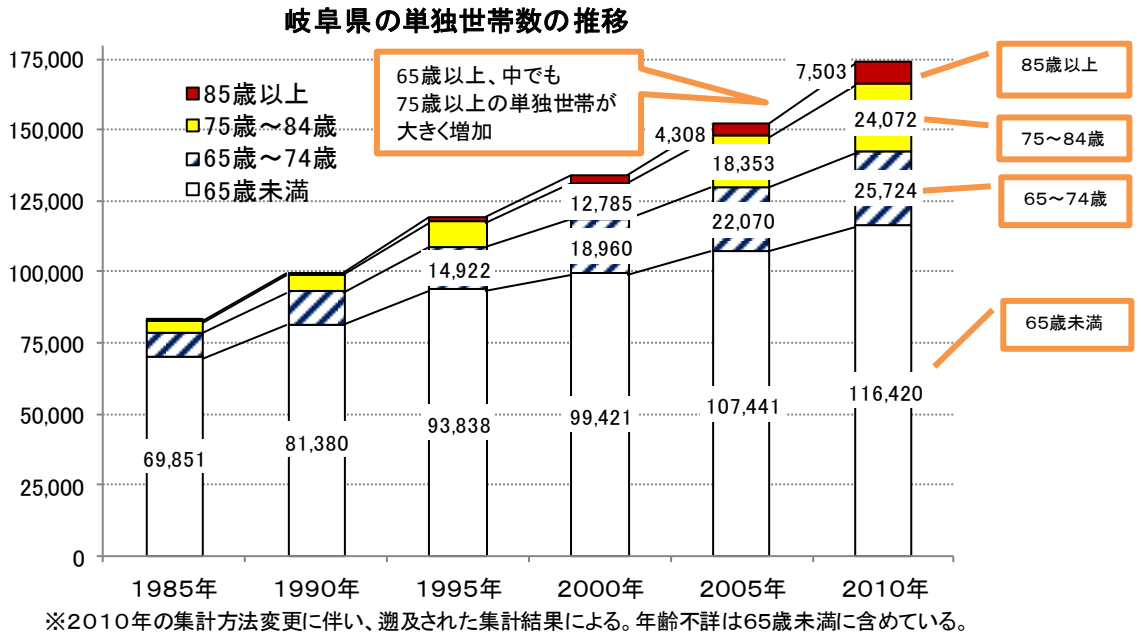
※「2010年から2040年までの間に、20~30代女性人口が5割以下に減少する自治体」

◆岐阜県の人口推移と単独世帯の推移



【出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成】

◆岐阜県の単独世帯の推移



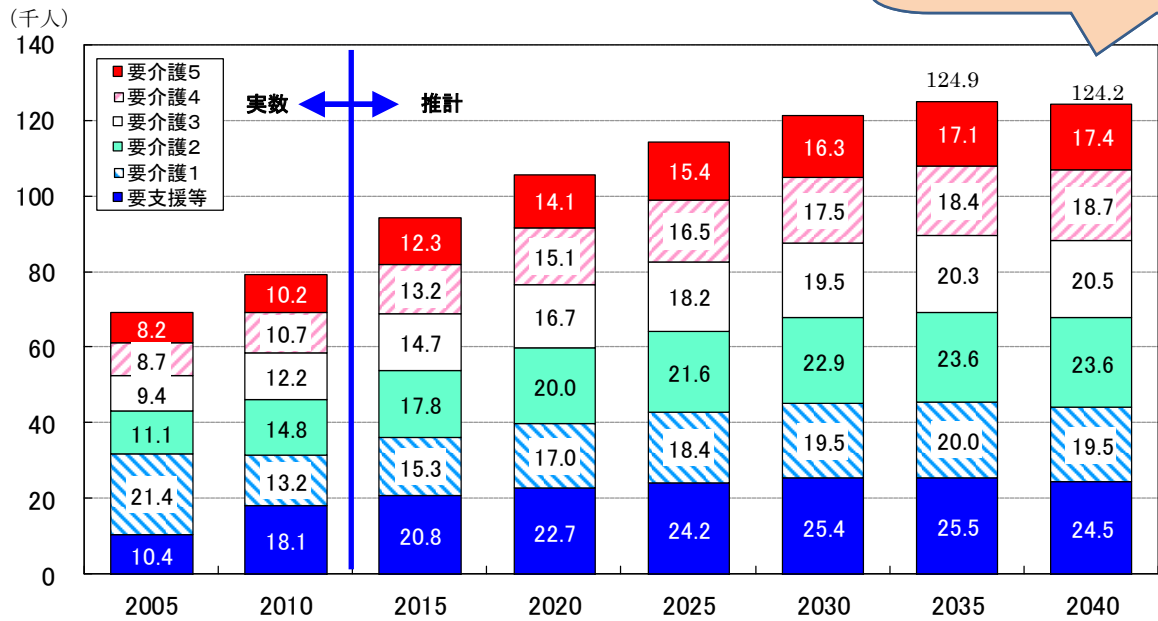
【出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成】

(災害時に支援を要する高齢者や障がいのある方は増加)

こうした中、在宅介護を受けながら自宅で暮らし続ける高齢者や障がいのある方が増加していく見込みであり、災害時の支援も大きな課題となっている。

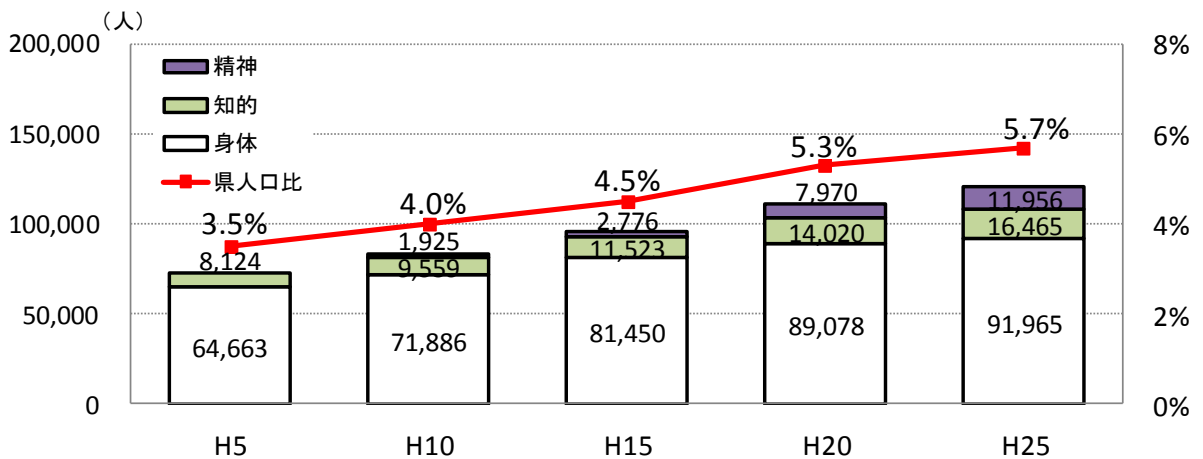
◆県内の要介護認定者数の見通し

要介護4・5の認定者数
 2010年 20.9千人 (人口比 1.0%)
 2040年 36.1千人 (人口比 2.3%)



出典：＜実績＞人口＝総務省「国勢調査」 認定者数＝厚生労働省「介護給付費実態調査」 各年10月の登録者数。
 ＜推計＞人口＝岐阜県政策研究会人口動向研究部会報告「岐阜県の将来人口推計について」（平成24年3月）による。
 各年10月1日現在 認定者数＝2010年10月の認定者数割合から算出。

◆県内の障がい者数（障害者手帳等の所持者数）の推移



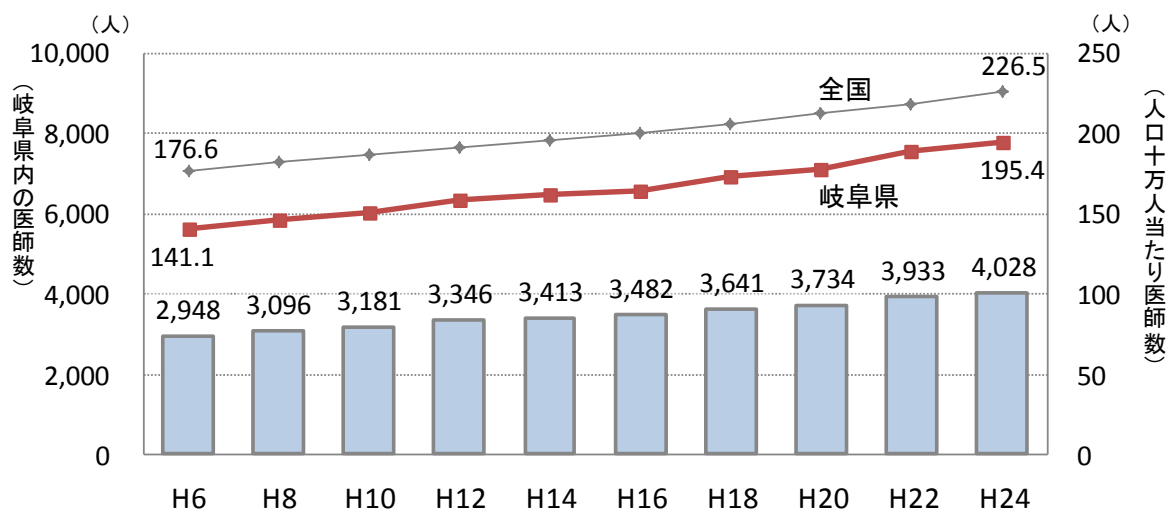
※県人口比は、住民基本台帳人口により算出

(医療・介護人材の育成)

県医師会や岐阜大学医学部等と連携し、医師確保対策が進められており、県内の医療施設に従事する医師数は増加しているが、人口10万人当たりの医師数で比較すると、本県は、全国的にみてなお低い水準にとどまっている。

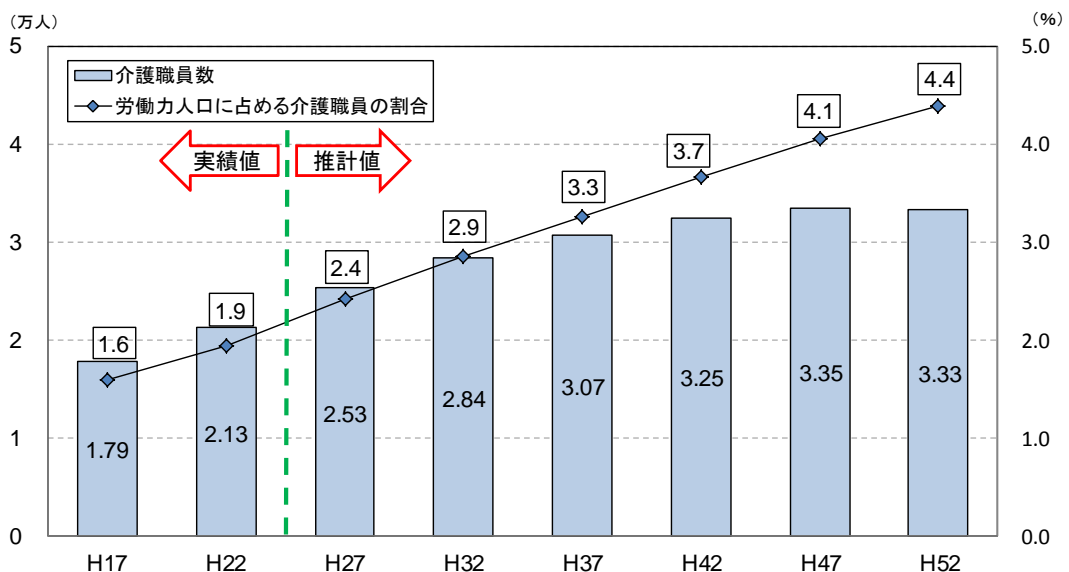
また、介護職員一人当たりの利用者水準を維持した場合、毎年500人程度の職員を確保していくことが必要との推計もあることから、医療・介護人材の育成・確保を平時から計画的に進め、災害時に医療・介護サービスの絶対的不足や被害の拡大を招くことのないようにしていく必要がある。

◆県内の医療施設従事医師数の推移



【出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より岐阜県作成】

◆県内で必要となる介護職員数の見通し



【出典：国勢調査、介護サービス施設・事業所調査より岐阜県政策研究会作成】

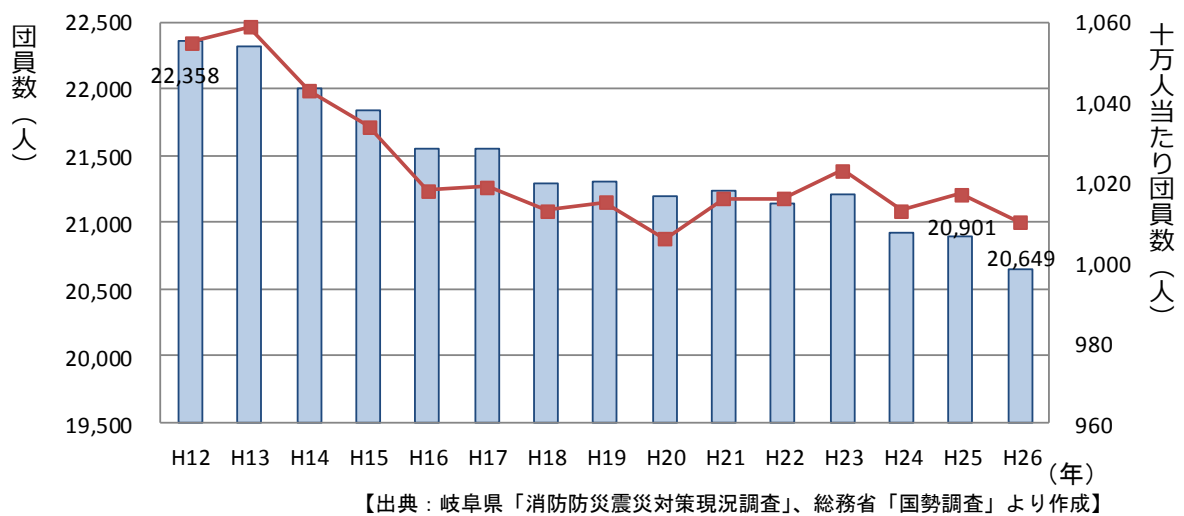
- ・介護職員数等の見通しは平成22年実績値を基に、要介護（支援）認定者数推計から算出
- ・労働力人口は平成22年水準で推移した場合、平成47年時点で82.5万人、平成52年時点で76万人と推計

(地域の安全・安心を担う人材が減少傾向)

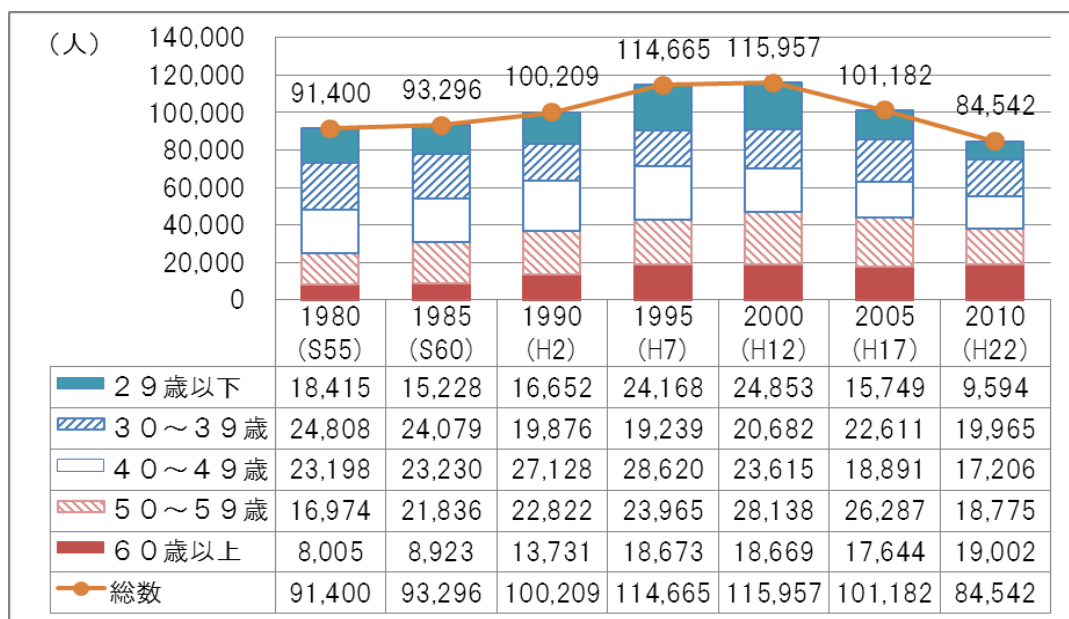
地域防災の重要な担い手である消防団員数が減少傾向にあり、また迅速な復旧や社会資本の維持管理等を担う建設業の担い手が不足するなど、地域の安全、安心を担う人材不足が懸念されている。

一方、県や市町村による地域の防災リーダーの育成が行われており、本県は、人口 10 万人当たり防災士認証者数で全国 10 位となっている。こうした人材を活用し、地域の防災力を高める取組みが進められることが期待される。

◆県内の消防団員数の推移



◆県内の建設業従事者数の推移



◆防災士認証者数（都道府県・県内市町村）

	都道府県	防災士数	人口10万人 当たり
	合 計	83,161	65.3
1	大分県	5,418	459.9
2	石川県	3,132	369.8
3	愛媛県	5,186	369.1
4	新潟県	2,307	199.1
5	宮崎県	1,985	177.2
6	和歌山県	1,377	140.7
7	徳島県	1,071	139.1
8	高知県	915	122.8
9	奈良県	1,613	116.6
10	岐阜県	2,310	112.6

	市町村	防災士数
	合 計	2,310
1	大垣市	336
2	岐阜市	211
3	中津川市	170
4	恵那市	161
5	下呂市	127
6	羽島市	116
7	関市	99
8	可児市	97
9	郡上市	92
10	瑞浪市	83

※平成 26 年 10 月末現在

ただし、人口 10 万人当たりの数値の算出には、総務省「人口推計（平成 25 年 10 月 1 日）」を用いた。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本県において最も発生頻度の高い災害類型である風水害や、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震、火山災害等の大規模自然災害を対象とする。

1 風水害（水害、土砂災害）、渇水、大雪

本県では、過去には 100 名を超える犠牲者を出した伊勢湾台風災害や飛騨川バス転落事故等が発生し、近年も「7.15豪雨災害」や「恵南豪雨災害」、飛騨地域に甚大な被害をもたらした「台風 23 号豪雨災害」など、自衛隊に災害派遣要請を行うような大規模風水害が頻発している。

【県内で発生した甚大な風水害等】

○伊勢湾台風災害（昭和 34 年）

- ・全国の死者・行方不明者は 5,098 名にのぼり、明治以降最大の被害をもたらした台風災害。県内の死者・行方不明者は 104 名となった。

○飛騨川バス転落事故（昭和 43 年）

- ・豪雨に伴う土砂に巻き込まれ増水した飛騨川にバス 2 台が転落。104 名が死亡し、日本のバス事故史上最悪の事故となった。

○9.12 水害 [安八豪雨]（昭和 51 年）

- ・台風 17 号の影響を受け、安八町において長良川堤防が決壊。そのほか県内の広範囲で水害が発生した。死者・行方不明者は 9 名。

【近年の岐阜県における大規模風水害（死亡行方不明事案）】

○平成 11 年 9.15 豪雨災害

- ・郡上飛騨地域を中心に死亡行方不明 8 名、被害額 63,194 百万円、自衛隊要請

○平成 12 年 恵南豪雨災害 (H12.9.11)

- ・県下全域（特に恵那郡と上矢作町）、死亡 1 名、被害額 29,091 百万円、自衛隊要請

○平成 14 年 台風 6 号、7 号豪雨災害 (H14.7.10、7.13)

- ・県下全域（特に西濃）死亡 1 名、被害額 17,478 百万円

○平成 16 年 台風 23 号豪雨災害 (H16. 10. 20)

- ・県下全域 (特に高山市、飛騨市、大野郡) 死亡行方不明 8 名、被害額 62,730 百万円、自衛隊要請

○平成 22 年 7.15 豪雨災害 (H22. 7. 15)

- ・可児市、八百津町を中心に死亡行方不明 6 名、被害額 6,542 百万円、自衛隊要請

○平成 23 年 台風 15 号豪雨災害

- ・岐阜、中濃、東濃地域を中心に死亡行方不明 3 名、被害額 9,589 百万円



平成 14 年 7 月 10 日
大谷川：大垣市荒崎地区



平成 16 年 10 月 20 日
八幡岡：高山市西之一色町



平成 22 年 7 月 15 日
可児川：可児市土田地区



平成 26 年 8 月 17 日
川上川：高山市清見町

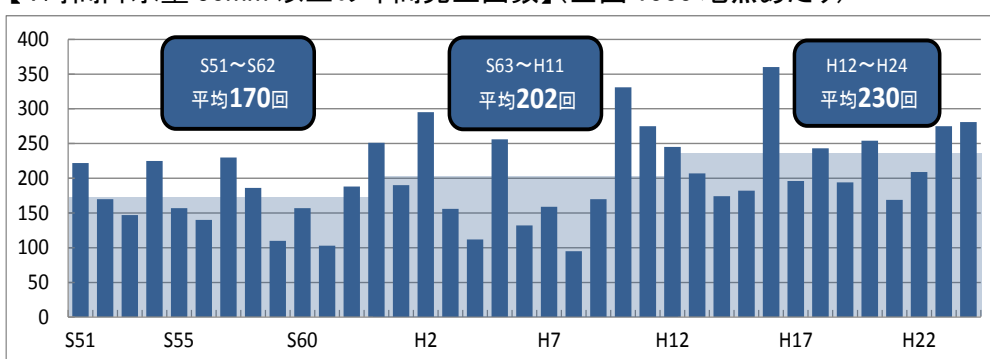
(短期的・局地的豪雨)

近年は、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発しており、数時間で平年1カ月分の数倍もの降水量をもたらし、避難勧告など行政の対応が後手に回るといった事態も発生している。

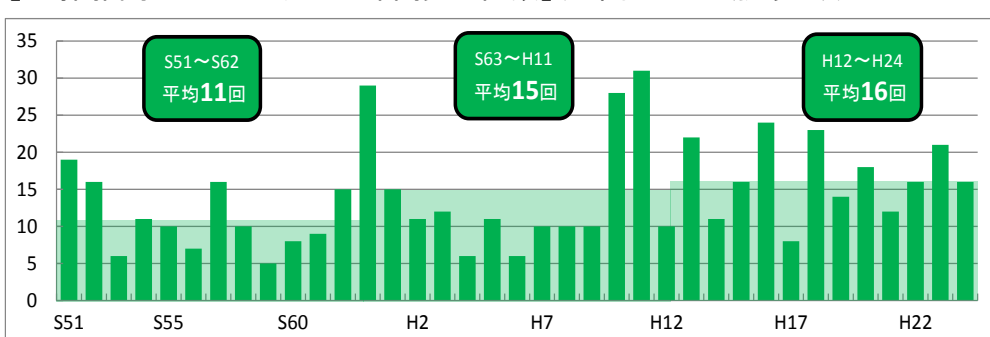
想定を超える土砂災害や現在の河川の安全度を上回る出水が懸念され、こうした災害に対し、いかに備えるかが喫緊の課題となっている。

◆短期的・局地的豪雨の発生状況

【1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数】(全国 1000 地点あたり)



【1時間降水量 80mm 以上の年間発生回数】(全国 1000 地点あたり)



【出典：気象庁「アメダスで見た短時間強雨発生回数の長期変化について」より岐阜県作成】

【県内の1時間降水量 80mm 以上観測状況】
(主なもの)

観測所名	降雨日 (時間)	雨量 (mm/h)
久瀬 (揖斐川町)	H20. 9. 2 (23時~24時)	107
太之田 (関市)	H21. 7. 25 (14時~15時)	139
大垣 (大垣市)	H25. 9. 4 (14時~15時)	108

【県内の6時間降水量 200mm 以上観測状況】
(主なもの)

観測所名	降雨日 (時間)	雨量 (mm/6h)
御嵩 (御嵩町)	H22. 7. 15 (17時~23時)	238
多治見 (多治見市)	H23. 9. 20 (11時~17時)	255
下山 (大垣市)	H24. 9. 18 (10時~16時)	263
関ヶ原 (関ヶ原町)	H25. 9. 15-16 (23時~5時)	237

2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ地震）

本県は、日本史上最大級の内陸直下型地震である濃尾地震（1891年、マグニチュード8.0）により壊滅的な被害を受けた経験を持つ。

濃尾地震クラスの内陸直下型地震が今後発生した場合、当時に比べ人口の密集や建物の高層化が進んでいることから、県南部の軟弱な地盤と相まって、建物倒壊や液状化現象等による被害は当時とは比較にならないほど大きくなることが懸念されている。

地震による住宅密集地での建物倒壊や、大規模火災の発生による死傷者の発生など、最大級の地震災害に対し、平時からの備えが重要となっている。

また、大地震が発生すれば大規模な落盤による人命への被害が懸念される亜炭鉱廃坑対策が急務である。

◆主な地震災害

安政5年 (1858年)	飛越地震	飛騨と越中（富山県）境を震源とした内陸直下型地震。県内の死者203人。
明治24年 (1891年)	濃尾大震災	全国の死者・行方不明者7,273人、全壊家屋142,177戸。
昭和19年	東南海地震	紀伊半島南東沖を震源とした海溝型地震。全国の死者・行方不明者は1,223人。県内の死者13人。
昭和21年	南海道地震	潮岬南方沖を震源とした海溝型地震。全国の死者・行方不明者は1,330人。県内は14人。

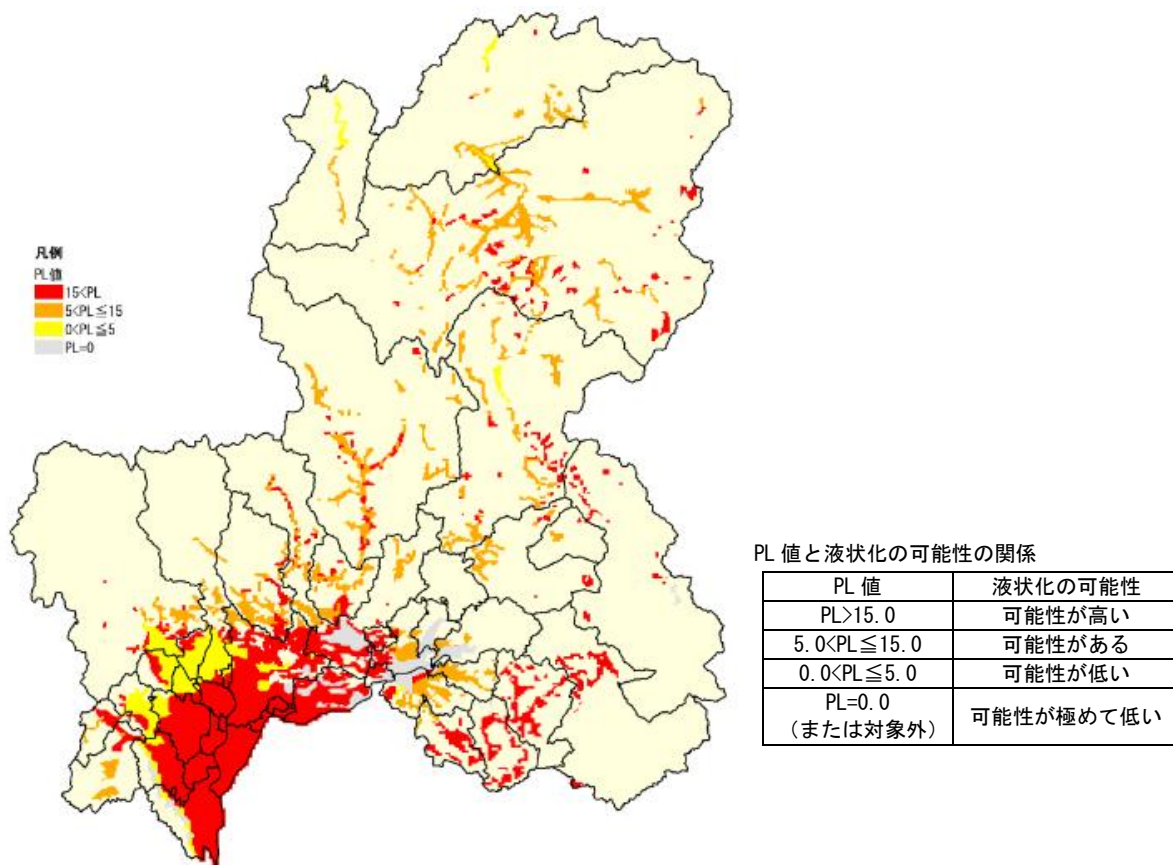
◆南海トラフ地震等の被害想定

	建物被害（棟）		人的被害（人）		避難者 （人）
	全壊	半壊	死者	負傷者	
南海トラフ地震 (M9.0、最大震度6弱)	35,000	100,000	470	13,000	161,000
養老－桑名－四日市断層帯地震 (M7.7、最大震度7)	68,000	113,000	3,100	26,000	240,000
阿寺断層系地震 (M7.9、最大震度7)	16,000	37,000	900	9,000	46,000
跡津川断層地震 (M7.8、最大震度7)	20,000	39,000	980	9,000	56,000
高山・大原断層帯地震 (M7.6、最大震度7)	17,000	32,000	870	7,800	45,000

※被害数は、想定される最悪の数値を抽出（発生時刻「冬の朝5時」）

【出典：岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果（H25.2）】

◆南海トラフ地震での液状化指数



【出典：岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果（H25.2）】

3 火山災害

平成 26 年9月に発生した御嶽山噴火は、多くの犠牲者が発生する戦後最悪の火山災害となった。本県には御嶽山のほかに4つの活火山(焼岳、乗鞍岳、白山、アカンダナ山)があり、今回の災害を踏まえ、火山防災対策について早急に見直しを進めなければならない。

◆火山噴火予知連絡会による活火山の区分

区分		選定理由	火山数	県内
活火山	常時観測火山	①近年、噴火活動を繰り返している火山	23	御嶽山、焼岳
		②過去 100 年程度以内に火山活動の高まりが認められている火山	18	白山、乗鞍岳
		③現在異常はみられないが過去の噴火履歴等からみて噴火の可能性が考えられる	4	—
		④予測困難な突発的な小噴火の発生時に火口付近で被害が生じる可能性が考えられる	2	—
		小計	47	
			63	アカンダナ山
計			110	5

※活火山：概ね過去 1 万年以内に噴火した火山又は現在活発な噴気活動のある火山（H15 年選定）

※常時観測火山：活火山のうち、監視・観測体制の充実等の必要がある火山（H21 年選定）

◆噴火警戒レベル

レベル（キーワード）	想定される主な現象	住民、登山者等への対応 （代表的なもの）
レベル 1（平常）	火山活動は静穏	特に無し
レベル 2（火口周辺規制）	小規模噴火等	火口周辺への立入規制等
レベル 3（入山規制）	大きな噴石が飛散等	登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等
レベル 4（避難準備）	火砕流等が住居地に到達する噴火が予想等	被害が想定される住居地での避難準備～避難指示
レベル 5（避難）	上記噴火が発生等	

◆県内の火山活動（主なもの）

※噴火警戒レベルは平成 27 年 2 月現在

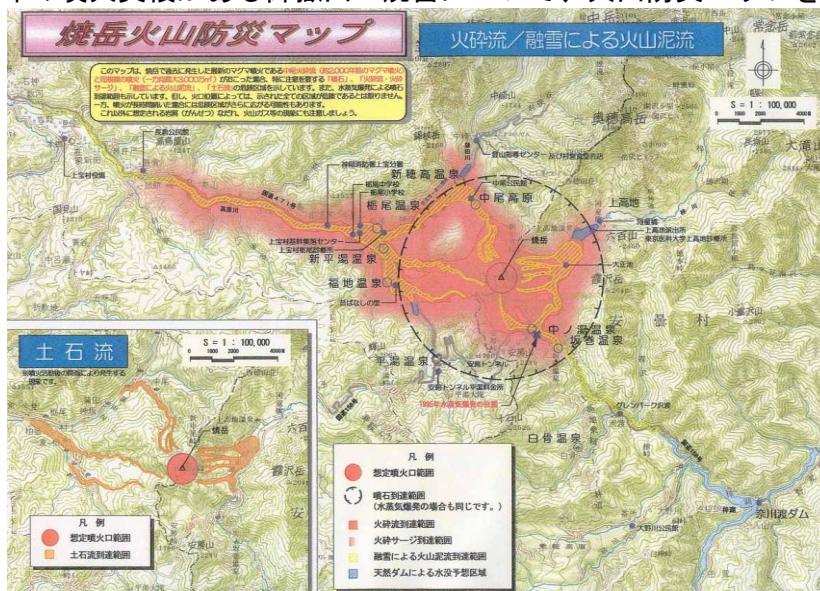
御嶽山 (噴火警戒レベル 3)	昭和 54 年	水蒸気噴火 (中規模)
	平成 3 年	水蒸気噴火 (ごく小規模)
	平成 19 年	水蒸気噴火
	平成 26 年	水蒸気噴火 (火山災害で戦後最悪の犠牲者 57 名)
焼 岳 (噴火警戒レベル 1)	明治 40~45 年 大正 2~3 年	水蒸気噴火
	大正 4 年	火砕物降下、泥流による梓川のせき止め、決壊、洪水発生。大正池生成
	大正 5、8、11、15、 昭和 2、4~7、10、14 年	水蒸気噴火
	昭和 37~ 38 年	水蒸気噴火 (中規模)、泥流 (負傷者 2 名)
乗鞍岳	平成 7 年	地震
	平成 23 年	地震 (最大 M3.1)
白 山	昭和 10 年	噴気 (無風時 100m)
	平成 23 年	地震 (微小)
アカンダナ山	—	有史以降、記録に残る火山活動なし

◆協議会の設置状況

焼 岳	焼岳火山噴火対策協議会	(平成 22 年 3 月設置)
白 山	白山火山防災協議会	(平成 25 年 3 月設置)
御嶽山	御嶽山火山防災協議会	(平成 26 年 12 月設置)

◆火山防災マップ

- ・近年の噴火実績がある御嶽山・焼岳について、火山防災マップを作成



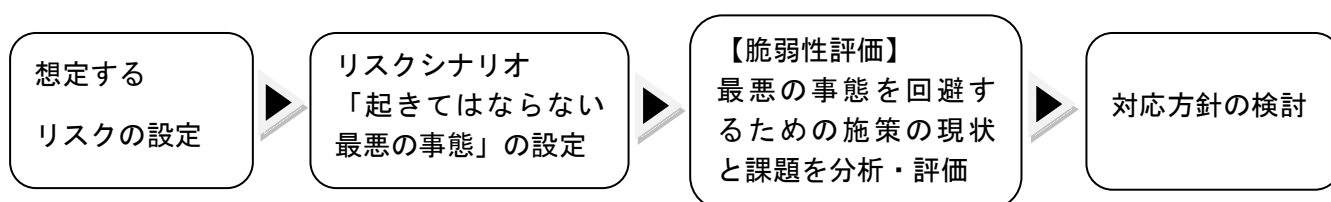
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。

具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においては、これを参考に、先に述べた想定するリスクや本県の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と21の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
	大規模土砂災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
	亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生
大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大
	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない	食料や物資の供給の途絶
	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
	地域交通ネットワークの県内各地での分断
大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶
	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
制御不能な二次災害を発生させない	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
	幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、各施策の強み、弱みを分析・評価した。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

（個別施策分野）

- ①交通・物流、②国土保全、③農林水産、④都市・住宅／土地利用、
- ⑤保健医療・福祉、⑥産業、⑦ライフライン・情報通信、⑧行政機能、⑨環境

（横断的分野）

- ⑩地域づくり・リスクコミュニケーション、⑪メンテナンス・老朽化対策

評価結果は別紙1、2のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うに当たり設定した以下の11の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)として整理した。

(個別施策分野)

- ①交通・物流、②国土保全、③農林水産、④都市・住宅／土地利用、
- ⑤保健医療・福祉、⑥産業、⑦ライフライン・情報通信、⑧行政機能、⑨環境

(横断的分野)

- ⑩地域づくり・リスクコミュニケーション、⑪メンテナンス・老朽化対策

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

上記の11の施策分野ごとの推進方針を以下に示す(「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は別紙3のとおり)。

これらの推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(道路ネットワークの整備)

- 沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう広域的な代替ルートとしての機能を確保するとともに、大規模災害時にすべての緊急輸送道路を早期に確保することは困難であるため、災害直後から有効に機能する東海環状自動車道西回り区間、東海北陸自動車道四車線化、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を最優先で実施する。
- 広域的かつ大規模な災害の際、道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークの整備を着実に実施する。
- 大規模災害時に、地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、道路拡幅等により、県管理道路をはじめとした地域を繋ぐ道路ネットワークの整備を着実に進める。
- 日本の真ん中であり、交通の結節点、7県と接する内陸県である本県の特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、県境道路の整備により道路ネットワークの機能強化を図る。

(道路情報の収集・提供の強化)

- 大規模災害時、迅速な復旧や物資輸送等の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術(ICT)を活用して道路情報の収集を強化するとともに、道路利用者へ提供する情報の拡充を図る。

(孤立・大雪対策)

- 県土の8割を山地が占める本県の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、代替ルートを含めた整備や道路防災対策を進めるとともに、市町村と連携し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取組みを進める。
- 飛騨北部や岐阜西濃北部、郡上地域等において積雪が多く、大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪作業に使用する除雪機材の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。

(無電柱化対策)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路においては、関係者と連携を図り、電柱建込禁止区間の指定を検討する。

(リニア中央新幹線の整備促進)

- 広域的な代替輸送ルート確保の観点から、事業主体である JR 東海及び市町村等と連携・協力しつつ、リニア中央新幹線の整備を促進する。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要インフラの老朽化が進み、安全運行に支障が生じる懸念があることから、特に対応が必要な事業を重点的に支援し、鉄道施設の予防的な老朽化対策を早急に進める。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 災害時の広域的な緊急輸送等の役割を担うため、大規模災害時においても、緊急・救援輸送が早急に実施されるよう取組みを進める。

(2) 国土保全 ～火山、河川、砂防、治山等対策～

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

- 台風等の豪雨や、短期的・局地的豪雨の増加に備え、近年被害を受けた河川や都市部を流れる河川のハード対策を重点的に実施するとともに、整備途上における被害軽減や計画を超える洪水等への対応として、流出の抑制、情報提供による被害の軽減などソフト対策の充実を図る。
- 大規模な地震等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、ひとたび被災すれば復旧に時間を要する河川構造物の耐震化を概ね10年で実施する。
- 県内に土砂災害のおそれのある区域が多数存在し、整備に着手できない箇所が数

多くある中、これまで進めてきた住宅密集地、避難所、要配慮者利用施設を保全するハード対策に加え、災害時にその機能が麻痺しないよう、防災拠点や道路ネットワークを保全するハード対策についても重点的に実施する。また、ハード対策で対応できない箇所については、市町村等と連携して立地規制等を行うとともに、山間地の特性や溪流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う。

(治山ダム等の整備・機能強化)

- 崩落や土砂流出等の危険性について調査・評価を実施し、土石流への衝撃に対する治山ダム袖部の機能強化対策や、最下流治山ダムの土砂ポケット確保対策と流木捕捉対策工の設置を進める。
- 県内には、崩壊や土砂流出等の危険が高いとされる集落が多数存在し、整備に着手できていない箇所が数多くあることから、人家など保全対象への影響が大きく、緊急性の高いものから優先的に、治山ダム、護岸工及び山腹工等による総合的な治山対策を進める。

(亜炭鉱廃坑対策)

- 御嵩町で進められているモデル事業の対象地域以外にも対策を要する地域が存在することから、モデル事業の成果を検証のうえ、県内の亜炭鉱の全体像把握のための調査研究、鉱害予防対策における技術研究など、今後の対策について検討を進める。
- 南海トラフ地震等が発生した際、亜炭鉱廃坑の崩壊により路面陥没が発生し、交通に支障を来すことが懸念されることから、緊急輸送道路における路面陥没対策を推進する。

(火山災害対策)

- 関係機関と連携を図りながら、火山ハザードマップや避難計画の作成などのソフト対策に加え、防災設備の整備などのハード対策について、早急に検討を行い、実効性ある対策を実施する。
- 平成26年9月27日の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山における登山届の提出義務化について検討を進める。

(3) 農林水産 ～農林水産分野の災害対応力強化～

(農業用排水機場の整備)

- 農業生産の維持だけでなく、農村地域の湛水被害を未然に防止するため、農業用排水機場の老朽化・耐震対策として、施設の更新整備及び長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(農業ため池の防災対策の推進)

- 人命財産に影響を与えるおそれある農業ため池の老朽化・耐震対策として、計画的な改修等を進めるとともに、ハード整備に着手できていない箇所については、防災マップの作成や管理体制の強化を実施するなど、ハード・ソフトを組み合わせた取組みを進める。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 安定した食料供給力を確保するため、基幹的な農業用水路の改修及び長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。
- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった、農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する鳥獣被害対策を進める。

(農業集落排水施設の機能保全)

- 農業集落排水施設については、長期的な汚水処理機能の確保のため、施設管理者である市町村等による機能診断等を支援するなど、計画的に施設の機能保全対策を推進する。

(災害に強い森林づくり)

- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。
- CLT(直交集成板)等の新たな木製品や工法を普及することにより、木材産業の経営安定と森林整備を推進し、健全な森林の維持を図る。

(農林道の整備)

- 避難路や代替輸送路機能を確保するため、農道の整備や農道橋の耐震対策を計画的に推進する。
- 地域交通ネットワークを補完し国県道等と連絡する幹線林道及び集落間林道は、災害時に重要なライフラインとなることから、優先的に整備するとともに、橋梁、トンネルを対象とした点検診断を実施し、その結果を踏まえ、架け替えや耐震補強、修繕など必要な対策を進める。

(4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物の耐震化)

- 民間の住宅、建築物の耐震化の一層の促進を図るため、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築などきめ細かな対応等を実施する。

(空家対策)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空家対策を推進する。

(大規模盛土造成地対策)

- 地震発生時に地滑りや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するためのマップの作成・公表を市町村と連携して進めるなど、情報共有を図る。

(市街地整備)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備の促進を図る。

(水資源)

- 異常渇水等に対応するため、水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を図る。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効

活用を図る。

(地籍調査)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

(5) 保健医療・福祉 ～要配慮者対策及び医療救護体制確保～

(災害医療体制の充実)

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化を進め、各圏域内のバックアップ機能を強化するため、残る西濃圏域についても追加指定を検討するとともに、各災害拠点病院のDMAT(災害派遣医療チーム)の複数化及び機能の維持向上を推進する。
- 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の運用訓練を実施するなど、体制の強化を図る。

(災害拠点病院等の耐震化)

- 県内災害拠点病院等の耐震化事業が着実に進むよう支援を継続する。
- 県内病院や社会福祉施設の耐震化、防火体制の強化について、助成制度の周知を図り、引き続き促進を図る。

(救急医療提供体制の強化)

- 平時から他県との連携等により、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る。

(医療・介護人材の育成)

- 今後の高齢社会の進展をにらみ、災害時に、医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないよう、関係機関と連携し、「岐阜県医学生修学資金の貸付け」や「岐阜県医師育成・確保コンソーシアム」による医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

(福祉施設等への支援)

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者から成る「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」における検討を進め、具体的な体制の整備を進める。
- 保育所や社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、引き続き、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努めるよう指導していく。

(6) 産業 ～サプライチェーンの確保～

(BCPの策定支援)

- 県内企業に対し、事業継続計画(BCP)の策定について、繰り返し訓練を重ねることによる、実効性の高い“使えるBCP”の策定を支援するとともに、人材の育成を行い、策定する事業所の拡大を図る。

(本社機能の誘致・企業立地)

- 地方創生とともに、国全体の強靱化に資する観点から、リニア中央新幹線の岐阜県駅が中津川市内に整備される機会を活かし、首都圏等に立地する企業の本社機能等の県内誘致に向けた取組みを進める。

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(上下水道の耐震・老朽化対策の推進)

- 県営水道の大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化するバックアップ管に貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備や、長時間停電に備えた非常用電源確保対策を計画的に推進する。また、市町村における水道施設の耐震化に向けた講習会の開催等により、さらなる促進を図る。
- 流域下水道の耐震対策については、汚水処理施設の長期間にわたる機能停止を防ぐ対策に重点化した岐阜県下水道総合地震対策計画により施設の耐震化を推進する。また、老朽化対策として、長寿命化計画に基づき各施設の機能確保を計画的に進める。また、市町村下水道施設について耐震化を促進する。

(下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、市町村の下水道 BCP の策定を促進する。

(合併浄化槽への転換促進)

- 老朽化した単独処理浄化槽の撤去についても支援するなど、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

(電力・ガスの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。
- 都市ガスについては、引き続き、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に推進する。
- 豪雨等の風水害や豪雪に備え、市町村や道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携の強化を図る。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策のあり方について検討を進めるとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所等の設置、衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に推進する。
- 土砂災害や豪雪等に伴う通信の不通を迅速に回復するため、市町村や道路管理者等との情報共有など連携の強化を図る。

(大雪対策)

- 豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、対策を進める。

(8) 行政機能 ～自治体機能の継続～

【行政】

(防災拠点の強化)

- 広域防災拠点について、超広域災害を想定した実働訓練等を通じて適宜防災拠点の機能を見直し、防災資機材の整備等体制の強化を図る。
- 災害時に避難所や防災拠点となり得る「道の駅」において、防災面でも有効な次世代エネルギーインフラの導入や非常用電源の確保、備蓄倉庫や防災用トイレの設置など防災機能の強化を図る。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。
- 防災拠点への再生可能エネルギー等の導入については、地域の重要な防災拠点や災害時に機能を維持すべき公共施設を中心に、引き続き導入を推進する。
- 県総合庁舎の耐震補強工事を継続するとともに、災害対策の中核拠点となる県庁舎の建て替えについて、引き続き検討を進める。

(広域連携の推進)

- 首都機能バックアップ拠点の誘致や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、隣県等との連携の強化を図る。

(住民等への情報伝達の強化)

- 外国人を含む観光客や要配慮者等への対応を含め、市町村長を対象とした研修を行うなど災害情報の伝達体制の強化を図るとともに、ハザードマップの各戸配布、気象情報や河川水位等の情報を提供する「ぎふ川と道のアラームメール」等の周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める。

(防災情報システム及び行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、防災情報通信システムの地上系・衛星系・移動系の三層一体整備や複線化など耐災害性の強化を図る。
- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保など、引き続き耐災害性の強化

を図る。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持を図る。
- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を実施する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 防災フェアなどを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町村等における非常用物資の備蓄を促進する。
- 災害時応援協定に基づく米の備蓄や生活必需物資の調達と迅速な供給について、民間企業やJA全農岐阜等と連携し、引き続き体制の維持を図る。

【警察・消防】

(警察災害派遣隊の体制強化)

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、装備品の計画的な更新や資格取得、関係機関と連携した実動訓練を実施し、部隊の対処能力の向上を図る。

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 警察、消防の災害対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る。

(関係行政機関との連携体制の整備)

- 大規模災害発生時における他都道府県警察への受入れに備え、航空自衛隊岐阜基地の支援を受けるなど、連携体制の整備を図る。

(警察庁舎等の整備・耐震化)

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹防災拠点としての警察署の整備を推進する。

- 平成 29 年度に完了予定の警察庁舎等の耐震補強を進めるとともに、改築による耐震化を予定している警察署や庁舎について、計画的に整備を進める。

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を図る。

(信号機停電時対策)

- 国道などの主要道路に設置する信号機について、新設や更新時にあわせ、可搬式発動発電機の接続に対応した信号機の整備を進める。

(業務継続体制の整備)

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ、通常業務等の警察機能を維持するため、非常時優先業務と人員計画等を明確にし、業務継続体制の強化を図る。

(消防人材・消防団員等の確保・育成)

- 複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。
- 地域防災力を維持するため、市町村と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図る。

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

- 国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を改廃し、新たな災害廃棄物処理計画の策定を行うとともに、市町村に対して、災害廃棄物処理計画の改定・策定を促し、適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

(有害物質対策)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

(10) 地域づくり・リスクコミュニケーション

(防災人材の育成)

- 防災・減災に係る人材育成等を強化するため、専門性の高い大学と連携し、総合防災力を高めることができる体制を整備する。

(防災教育の推進)

- 国土強靱化を図る上で、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、参加率が低下傾向にある自治会の強化や、防災リーダーの育成、スキルアップなど、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。
- 国土強靱化を図るためのハード整備には限界があることから、災害危険箇所の周知や適切な避難行動につながる情報提供など、県民の防災意識の向上に資するソフト対策を推進する。
- 県民の自助実践を促進する「災害から命を守る岐阜県民運動」については、各家庭での防災対策が重要であることから、さらなる取組みの充実を図る。
- 防災キャンプの実施や防災教室講習会、伝統的防災施設マップを活用した総合学習など、学校関係者及び児童生徒等に対し、自ら命を守る防災意識の向上に向けた取組みを進めるとともに、地域・学校の実情に応じ、自主的な取組みを促進するなど成果の拡大を図る。

(要配慮者対策の推進)

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、県職員の派遣等により、市町村における要支援者名簿の作成及び要支援者個人の避難支援計画の具体化を支援するとともに、自治会を中心とした避難訓練の定期的な実施を促進するなどにより、その実効性の確保を図る。

(災害ボランティアの活動支援)

- 被災家屋周りの土砂の撤去や生活支援など、被災地の復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることがないように、必要な資機材を支援するルールや備蓄方法等について検討を行い、仕組みづくりを進める。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、本県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組む BCM(事業継続マネジメント)を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する。
- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備や、工事施工時期の平準化などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

(11) メンテナンス・老朽化対策

(社会資本の適切な維持管理)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなど、全国トップレベルの数の道路施設の高齢化が進行していることから、岐阜県道路施設維持管理指針に基づき、計画的な点検、補修等を実施する。
- 多数の河川構造物及び砂防施設を管理しており、これら施設の高齢化が進んでいることから、洪水時等に施設の機能が確実に発揮されるよう、長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を推進する。

(公共施設等の維持管理)

- 公共施設等の維持管理については、今後、更新時期を迎える建築物や設備が見込まれることから、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などの取組みを進める。

(メンテナンスに関する人材の育成・確保)

- 大学や産業界と連携し、点検や補修に高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート」の養成など、地域における社会資本の迅速な復旧・復興を担う人材の育成・確保を進める。

(市町村に対する技術的支援)

- 社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足など維持管理に課題を抱えていることから、市町村に対する技術的な支援を推進する。

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」など下記の視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を次頁のとおり設定した。これにより施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国への施策提案に反映する。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

【重点化の視点】

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

2 毎年度のアクションプランの策定

本県の国土強靱化推進のための主要施策を「岐阜県強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び本県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画など国土強靱化に係る県の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
1 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ・道路ネットワークの整備 ・孤立・大雪対策 ・リニア中央新幹線の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報の収集・提供の強化 ・無電柱化対策 ・鉄道の老朽化対策・存続支援 ・運輸・交通事業者の災害対応力強化
2 国土保全	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な治水・土砂災害対策の推進 ・亜炭鉱廃坑対策 ・火山災害対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・治山ダム等の整備・機能強化
3 農林水産	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水機場の整備 ・農業ため池の防災対策の推進 ・農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ・災害に強い森林づくり ・農林道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設の機能保全
4 都市・住宅／ 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化 ・空家対策 ・水資源 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地対策 ・市街地整備 ・地籍調査
5 保健医療・ 福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の充実 ・福祉施設等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院等の耐震化 ・救急医療提供体制の強化 ・医療・介護人材の育成
6 産 業	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPの策定支援 ・本社機能の誘致・企業立地 	
7 ライフライン・ 情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の耐震・老朽化対策の推進 ・分散型電源としての再生可能エネルギーの活用 ・大雪対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道における業務継続体制の整備 ・合併浄化槽への転換促進 ・電力・ガスの災害対応力強化 ・情報通信事業者の災害対応力強化
8 行政機能	<p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の強化 ・防災情報システム及び行政情報通信・基盤の耐災害性強化 <p>(警察・消防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁舎等の整備・耐震化 ・消防人材・消防団員等の確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携の推進 ・住民等への情報伝達の強化 ・業務継続体制の整備 ・非常用物資の備蓄促進 ・警察災害派遣隊の体制強化 ・災害対応力強化のための資機材整備 ・関係行政庁との連携体制の整備 ・バックアップ体制の整備 ・信号機停電時対策 ・業務継続体制の整備
9 環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質対策
10 地域づくり・ リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・防災人材の育成 ・要配慮者対策の推進 ・建設業の担い手育成・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の推進 ・災害ボランティアの活動支援
11 メンテナンス・ 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の適切な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の維持管理 ・メンテナンスに関する人材の育成・確保 ・市町村に対する技術的支援

(別紙 1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率は、約 7 割 (H20) と全国水準を下回っている。公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が進んでいないため、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断から工事までの一貫サポートなどきめ細かな対応により、耐震化の一層の促進を図る必要がある。
- 災害拠点病院や社会福施設等の耐震化率は、全国平均を上回っているが、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。

(公共施設等の維持管理)

- 公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(空家対策)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空家対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策)

- 大規模盛土造成地については、一部の市町で有無の調査が行われているにとどまるため、大規模盛土造成地を把握するためのマップの作成などにより、情報共有を図る必要がある。

(市街地整備)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する必要がある。

(無電柱化対策)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果の高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。
- 緊急輸送道路においては電柱建込禁止区間の指定を検討する必要がある。

(指標)

住宅の耐震化率	71% (H20)	全国	約79% (H20)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	72% (H17)	全国	約80% (H20)

市街地等の幹線道路の無電柱化率	10% (H23末)	全国	15% (H24)
災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	91% (H25)	全国	79% (H25)
社会福祉施設の耐震化率	90% (H24)	全国	84% (H24)

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(総合的な治水対策の推進)

- 台風等の豪雨や、短期的・局地的豪雨の増加に伴い、毎年のように水害が発生している。このため、近年被害を受けた河川や都市部を流れる河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、整備途上における被害軽減や計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(河川管理施設等の長寿命化対策)

- 県内には河川構造物が多く存在し、その多くが設置から 30 年～40 年を経過し更新期を迎えていることから、洪水時に施設の機能が確実に発揮されるよう、適切に維持管理していく必要がある。

(指標)

過去の主要洪水による実績床上浸水被害家屋数 239戸 (H25)

内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合
7% (H24) 全国 31% (H24)

洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合
100% (H24) 全国 62% (H24)

河川構造物の長寿命化対策率 94.2% (H25)

1-3) 大規模土砂災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策)

- 地域特性を踏まえた総合的な土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害のおそれのある区域が多数存在（砂防指定地面積 87,876ha（全国 1 位）等）し、整備に着手できない箇所が数多くあることから、緊急性の高い箇所について重点的に整備を進める必要がある。
- 全国よりも早いペースで土砂災害警戒区域の指定を進め、平成 26 年度中に完了する見込みであるが、この成果を活かし、ハード対策で対応できない箇所については、市町村等と連携して立地規制等を行うとともに、山間地の特性や溪流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う必要がある。

(砂防施設等の長寿命化対策)

- 多数の砂防施設（砂防堰堤等約 4,200 箇所）を管理しており、これら施設の高齢化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う必要がある。

(治山ダムの改良)

- 県内において、これまでに約 1 万 9 千基の治山ダムを設置してきたが、土石流への衝撃に対する機能強化や、最下流治山ダムの土砂ポケット確保、流木捕捉対策工の設置などによる機能拡充が必要である。

(火山災害対策)

- 関係機関と連携を図りながら、火山ハザードマップや避難計画の作成などのソフト対策に加え、防災設備の整備などのハード対策について、早急に検討を行い、実効性ある対策を実施する必要がある。
- 平成 26 年 9 月 27 日の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山における登山届の提出義務化について検討する必要がある。

(指標)

土砂災害から保全される人家戸数	約2.2万戸 (H25)	全国	約108 万戸 (H24)
砂防長寿命化計画に基づく補修・改築の着手率	3 % (H25)		
具体的で実践的な避難計画の策定率 (火山)	33% (H24)	全国	13% (H24)

1-4) 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生

(亜炭鉱廃坑対策)

- 県では、従来からの事後対応に加え、予防的な防災工事を行うモデル事業を御嵩町において実施し、事前予防に道を開いたが、モデル事業では御嵩町の亜炭鉱廃坑の一部の対策しか行うことはできず、また、モデル事業の市町村以外にも対策を要する地域が存在することから、モデル事業の成果を検証のうえ、今後の対策について検討が必要である。
- 南海トラフ地震等が発生した際、亜炭鉱廃坑の崩壊により路面の陥没が懸念されることから、緊急輸送道路における路面陥没対策を推進する必要がある。

(指標)

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業 対象面積 約 20ha (H26.11 末)

陥没被害(特定鉱害)の発生状況 (H14~H25 年平均件数)

中津川市 1.8 件 瑞浪市 0.1 件 可児市 0.2 件 御嵩町 4.2 件 県計 6.3 件

御嵩町内の県管理緊急輸送道路 対象延長 約 2.5km

1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大

(住民等への情報伝達の強化)

- 県では、避難勧告等を発令する市町村長や市町村職員を対象とした研修や、国のガイドラインの改訂を踏まえた訓練を市町村と合同で実施しているが、外国人を含む観光客や要配慮者等への対応を含め、災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害情報の伝達方法については、「ハザードマップ」や「ぎふ川と道のアラームメール」、エリアメールの活用など多様化を進めているが、さらに充実を図る必要がある。
- 災害時の道路交通の混乱を回避するため、主要幹線道路の通行不能情報等を道路利用者に速やかに提供する大型情報板の設置等を推進する必要がある。

(防災教育の推進)

- 国土強靱化を図る上で、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、参加率が低下傾向にある自治会の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。
- 県民の自助実践を促進する「災害から命を守る岐阜県民運動」については、「命を守るためのとっさの行動」を重点テーマに実施しているが、各家庭での防災対策が重要であることから、さらなる取組みが必要である。
- 防災キャンプの実施や防災教室講習会、伝統的防災施設マップを活用した総合学習などを通じ、学校関係者及び児童生徒に対し、自ら命を守る防災意識の向上に向けた取組みを進めているが、地域・学校の実情に応じ、自主的な取組みを促進するなど、成果を広げていく必要がある。

(防災情報システムの整備)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、防災情報通信システムの複線化など耐災害性を強化する必要がある。

(要配慮者対策の推進)

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町村による避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援計画の具体化を促進するとともに、自治会を中心とした避難訓練を定期的実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。

(指標)

全国瞬時警報システム (J-ALERT) 自動起動装置の整備率
100% (H25) 全国 93% (H25)

災害情報共有システム (Lアラート) の都道府県の導入状況
導入済 (H25) 全国 32% (H25)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築)

- 広域防災拠点について、市町村と連携し、拠点の追加等を進めているが、広域受援体制の強化のため、適宜防災拠点の機能を見直し、資機材等必要な整備を進める必要がある。
- 東日本大震災などでは、「道の駅」が被災者の一次避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう機能を強化することが必要である。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しているが、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

(上下水道の耐震対策)

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策を進めており、引き続き計画的に推進する必要がある。また、市町村における水道施設については、さらなる耐震化の促進が必要である。
- 流域下水道の地震対策については、「汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策」に重点化し、計画に沿って耐震化を進めているが、完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限にとどめるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、市町村下水道施設について耐震化を促進する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災フェアなどを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町村における非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

(指標)

上水道の基幹管路の耐震適合率	34% (H24)	全国	34% (H24)
地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率 (市町村を含む)	64% (H24)	全国	約41% (H24)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

(道路ネットワークの整備、橋梁の耐震化、道路斜面对策)

- 県土の8割を山地が占める本県の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、代替ルートを含めた整備や道路防災対策を進めるとともに、市町村と連携し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取組みを進める必要がある。

(道路ネットワークを守る治水・土砂災害対策)

- 山間部においては、河川沿いの狭隘部等に社会、経済、行政等の中枢機能や交通が集中しているが、このような山間狭隘部においては毎年のように水害、土砂災害による集落の孤立が発生しており、大規模災害発生時にも道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を推進する必要がある。

(道路における大雪対策)

- 県管理道路の除雪作業に使用する除雪機械の大部分を民間所有に頼っているが、県において機材を整備するなど、除雪体制の強化を図る必要がある。

(指標)

県管理橋梁の耐震補強完了率 78% (H25)

県管理道路斜面等の要対策箇所数 1659 箇所 (H25)

県有除雪機械の保有台数 53 台 (H25)

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

(警察災害派遣隊の体制強化)

- 平成 25 年 1 月に設置した県警察災害派遣隊については、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、関係機関と連携した実動訓練を実施するとともに、部隊の対処能力の向上を図る必要がある。

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 警察、消防の災害対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る必要がある。

(関係行政機関との連携体制の整備)

- 大規模災害発生時においては、他都道府県警察への応援を受けることになるが、現有の施設は狭隘なうえ、燃料備蓄量も十分でないことから、航空自衛隊岐阜基地の支援を受けるなど、受入れ体制の整備を図る必要がある。

(警察庁舎等の整備・耐震化)

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹防災拠点としての警察署の整備を行う必要がある。
- 警察庁舎等の耐震補強は、平成 29 年度に完了する見込みであるが、改築による耐震化を予定している警察署や庁舎について、計画的に整備を進める必要がある。

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する必要がある。

(信号機停電時対策)

- 国道などの主要道路に接する信号機に、可搬式発動発電機の接続に対応した信号機の整備を進める必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 平成 24 年 7 月に「岐阜県警察大規模災害対応業務継続計画」を策定したが、大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ、通常業務等の警察機能を維持するため、非常時優先業務と人員計画等をあらかじめ明確にする必要がある。

(消防人材・消防団員等の確保・育成)

- 近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。

○ 地域防災力を維持するため、消防団員・水防団員の確保対策を図る必要がある。

(指標)

緊急消防援助隊の増強	88隊 (H25)	全国	4,600 隊 (H25)
リエゾン協定締結率	100% (H25)	全国	93% (H25)
都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	78% (H25)	全国	82% (H24)
停電時の電力供給（可搬式発動発電機）を可能にする接続対応信号機の整備数	586基 (H25末)	全国	97,784基 (H25末)
消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合	59% (H25)	全国	31% (H25)
専任水防団員数	全国 3 位 2,354 人 (H25)	全国	14,383 人(H25)

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(災害医療体制の充実)

- 東日本大震災以降、6つの災害拠点病院の追加指定を行い、二次医療圏内の災害拠点病院の複数化を進めてきた。残る西濃圏域についても追加指定を検討し、各圏域内のバックアップ機能を強化する必要がある。
- 県内の災害拠点病院における災害派遣医療チーム(DMAT)保有率は、100%となっており、今後は各災害拠点病院のDMATの複数化及び機能の維持向上を推進する必要がある。
- 平成25年度に、県内2か所に広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置に必要な資機材を整備したが、運用訓練等を実施し、体制を強化していく必要がある。

(災害拠点病院等の耐震化)

- 県内災害拠点病院12病院のうち11病院については耐震化済みであり、残る1病院についても着手済みであるが、耐震化事業が着実に進むよう支援を継続する必要がある。
- 県内病院の耐震化率は65.0%(H25)であり、全国平均(64.2%)を上回っているが、更なる耐震化の推進が必要である。

(救急医療提供体制の強化)

- 平時から他県との連携等により、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る必要がある。

(医療・介護人材の育成)

- 岐阜大学医学部における地域枠の設定や、大学と病院、医師会が連携した医師育成・確保コンソーシアムによる医師確保策、看護・介護職員の処遇改善、介護福祉士を志す学生への修学資金貸付けなど、関係者と連携して医療・介護人材の育成・確保を進めており、一定の成果を上げてきている。今後の高齢社会の進展をにらみ、引き続き計画的な確保・育成策に平時から取り組み、災害時に、医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

(福祉施設等への支援)

- 県内の福祉団体、有識者、行政関係者により「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を平成26年7月に設立し、災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援を行うための検討に着手しているが、今後、検討を踏まえ具体的な体制を整備する必要がある。
- 保育所や社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際には、医療施設等が無事であっても、インフラ被災時には施設に到達できなくなるため、緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。

(指標)

災害拠点病院におけるDMAT 保有率 100% (H25) 全国 80% (H25)

都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手数

着手済み(H26) 全国 16 県 (H25)

病院の耐震化率 65% (H25) 全国 64% (H25)

緊急輸送道路上の県管理橋梁の耐震補強完了率 89% (H25)

緊急輸送道路上の県管理道路斜面等の要対策箇所数 503 箇所 (H25)

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 県総合庁舎の耐震補強工事を引き続き行う必要がある。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。
- インフラの被災により、県庁や市町村役場、広域防災拠点等へ到達できず、機能不全が発生する事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。
- 防災拠点への再生可能エネルギー等の導入については、国の補助金を活用した基金を造成し、計画的に実施しているが、地域の重要な防災拠点を中心に、引き続き導入を推進する必要がある。
- 災害対策の中核拠点となる県庁舎の建て替えについて、引き続き検討を進める必要がある。

(広域連携の推進)

- 首都機能バックアップ拠点の誘致や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、隣県等との連携の強化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。
- 平成24年7月に「岐阜県警察大規模災害対応業務継続計画」を策定したが、大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ、通常業務等の警察機能を維持するため、非常時優先業務と人員計画等をあらかじめ明確にする必要がある。

(行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保などの対策を実施しており、引き続き耐災害性の強化に取り組んでいく必要がある。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。

(指標)

防災拠点となる公共施設等の耐震化率 87% (H24) 全国 83% (H24)

全国の47都道府県及び20政令指定都市における「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」の事業計画の策定 策定済み 全国 57% (H25)

4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

(BCP 策定/BCM の支援)

- 県内企業における事業継続計画（BCP）の策定については、岐阜県版 BCP の策定支援により、モデルとなる事業者の育成ができたが、今後、さらに策定する事業所を広げていく必要がある。
- 本県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組む BCM（事業継続マネジメント）の認定を行っているが、その取組みを継続する必要がある。

(本社機能の誘致・企業立地)

- 国全体の強靱化に資する観点から、リニア中央新幹線の岐阜県駅が中津川市内に整備されるという機会を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進に向けた取組みを図る必要がある。

(指標)

岐阜県建設業広域 BCM 認定制度の創設（H26）

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(基幹的な道路ネットワークの確保)

- 本県は内陸に位置し、津波等による被害はほとんどないと想定されるため、沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。
- 本県は7県と接する内陸県であり、大規模災害時には、他県からの支援の受け入れや、他県への支援を中継するために、県境道路を確保する必要がある。

(道路ネットワークを守る治水・土砂災害対策)

- 道路ネットワークの機能を麻痺させないため、水害や土砂災害から保全するための対策に取り組む必要がある。

(リニア中央新幹線の整備促進)

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進する必要がある。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、予防的な老朽化対策を早急に進めるため、老朽化した重要インフラの整備を重点的に支援し、鉄道の安全運行の確保を図る必要がある。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する必要がある。

(指標)

東海環状自動車道の県内供用率 52% (H25)

主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率 33% (H26)

4-3) 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業やJA全農岐阜等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を維持している。今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していくことが必要である。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合については、全国水準を上回っているが、県で造成した農業水利施設も数多く存在しているため、安定した食料供給に向け、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(指標)

国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合

10割 (H24) 全国 6割 (H24)

湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 128ha (H24) 全国 2.1万ha (H24)

5. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

（電力・ガスの災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。
- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取り替えを進めており、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に推進する必要がある。
- 豪雨等の風水害や豪雪に備え、市町村や道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策のあり方について検討を進めるとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する必要がある。

（情報通信事業者の災害対応力強化）

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等ネットワークの信頼性向上を推進しているところであるが、災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所の設置、衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に推進する必要がある。
- 土砂災害や豪雪等に伴う通信の不通を迅速に回復するため、市町村や道路管理者等との情報共有など連携の強化を図る必要がある。

（大雪対策）

- 豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、対策を進める必要がある。

（運輸・交通事業者の災害対応力強化）

- 県と事業者団体との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結しており、広域的な緊急輸送等の役割が期待されている。このため、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策等)

- 県営水道及び流域下水道については、耐震対策、老朽化対策を進めており、引き続き計画的に推進する必要がある。
- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施し、実績は全国水準並みとなっているが、引き続き計画的に推進する必要がある。

(下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、市町村の下水道 BCP の策定を促進する必要がある。

(合併浄化槽への転換促進)

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要がある。

(指標)

農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 4割 (H25) 全国 4割 (H25)

下水道 BCP 策定率 8% (H24) 全国 約9% (H24)

浄化槽台帳システム整備自治体数 2自治体 (H25) 全国 198自治体 (H23)

※県 (岐阜市以外の全市町村分)、岐阜市

5-2) 地域交通ネットワークの県内各地での分断

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 県土の8割を山地が占める地形的特性上、本県においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、着実な整備が必要である。
- 大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。
- 大雪の際にも、地域交通ネットワークの機能を確保していく必要があるが、県管理道路の除雪作業に使用する除雪機械の大部分を民間所有に頼っており、県において機材を整備するなど、除雪体制の強化を図る必要がある。

(道路施設の維持管理)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなど、全国トップレベルの社会資本について、高齢化が進行しており、計画的な長寿命対策に取り組む必要がある。

(道路情報の収集・提供の強化)

- 災害時の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術（ICT）を活用した交通ネットワーク情報の収集を行うとともに、道路利用者に速やかに提供する必要がある。

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- 林道のうち、地域交通ネットワークを補完し国県道等と連絡する幹線林道及び集落間林道を優先的に整備するとともに、橋梁、トンネルについて改良すべき箇所を把握するため、早急に全箇所を点検診断する必要がある。

(指標)

県管理橋梁の耐震補強完了率 78% (H25)

県管理道路斜面等の要対策箇所数 1659箇所 (H25)

農道橋（延長15m以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合
4割 (H25) 全国 2割 (H25)

林道橋、トンネルの点検診断実施率 橋9.0% トンネル75.0% (H25)

5-3) 異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶

(水資源関連施設の整備推進等)

- 異常渇水等に対応するため、水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を図る必要がある。

(水源の多様化)

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を図る必要がある。

(指標)

県渇水対策本部の近年の設置状況 (H6、H7、H17)

6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業ため池の防災対策)

- 人命財産に影響を与えるおそれある農業ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めており、全国水準を上回る実績となっているが、ハード整備に着手できていないため池については、防災マップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。

(総合的な治水・土砂災害対策)

- 多数の河川・砂防施設を管理し、計画的に点検・巡視を行っているが、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し大きな被害が発生するおそれがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める必要がある。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

- 県が管理する河川には、河川構造物が多く存在し、県では多数の砂防施設（砂防堰堤等約 4,200 箇所）を管理しており、これらの高齢化が進んでいることから、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の耐震化・液状化対策)

- 河川堤防や排水機場、樋門等、数多くの河川管理施設を管理しているが、大規模な地震等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震対策や液状化対策に計画的に取り組む必要がある。

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の予防保全対策については、計画に基づき整備等を実施しているが、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(指標)

ため池の点検・診断の実施割合	5割 (H25)	全国	4割 (H25)
決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合	3割 (H25)	全国	3割 (H24)
河川構造物の耐震化施設率	17% (H25)		
土砂災害から保全される人家戸数	約2.2万戸 (H25)	全国	約108万戸 (H24)

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取組みを継続する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

- 本県は県土の81%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- CLT（直交集成板）等の新たな木製品や工法を普及することにより、木材産業の経営安定と森林整備を推進し、健全な森林の維持を図る必要がある。
- 県内には、崩壊や土砂流出等の危険が高いとされる集落が多数存在し、整備に着手していない箇所が数多くあることから、人家などの保全対象への影響が大きく、緊急性の高いものから優先的に対策を進める必要がある。

(指標)

市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合

71.6% (H25) 全国 74.1% (H25)

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数

1.5 千集落 (H25) 全国 55 千集落 (H25)

7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策)

- 国の「災害廃棄物対策指針」が H26.3 に提示されたことを踏まえ、「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を改廃し、新たな災害廃棄物処理計画の策定を行うとともに、市町村に対して、災害廃棄物処理計画の改定（未策定市町村に対しては計画の策定）を促し、適正かつ迅速な処理体制の構築を図ることが必要である。

(有害物質対策)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害時の円滑な復旧・復興には地籍調査による境界確定は非常に重要である。
地籍調査については、平成 22 年度から 25 年度までの目標値 129 k m²に対し実施は 82 k m²（達成率 64%）となっており、目標を下回っていることから、引き続き事業を促進することが必要である。

(指標)

災害廃棄物処理計画の策定率（市町村）	90%（H25）	全国	8%（H22）
地籍調査進捗率	15%（H25）	全国	51%（H25）

7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの活動支援)

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることがないよう、必要な資機材を支援するルールや、備蓄方法等について検討を進める必要がある。

(防災人材の育成)

- 災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興には、地域コミュニティによる共助が不可欠であり、その中心となる地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る必要がある。

(建設業の担い手育成・確保)

- 近年の建設投資の減少により、地域の建設業においては現場の技術者の不足や若年入職者の減少により技術継承の危機に直面しており、将来の建設業を担う人材を育成・確保していく必要がある。

(メンテナンスに関する人材の育成・確保)

- 大学や民間企業と連携し、社会基盤メンテナンスエキスパート等の育成を進めているが、社会資本の復旧・復興を担う人材の育成をさらに推進する必要がある。

(市町村に対する技術的支援)

- 社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足など維持管理に課題を抱えており、市町村に対する技術的な支援を推進する必要がある。

(指標)

高校新卒者の就職者に占める建設業への就職者の割合 6.4% (H25)

社会基盤メンテナンスエキスパート (ME) の養成人数 198人 (H25)

7-3) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワーク整備)

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、幹線道路に加え、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークの確保する必要がある。

(総合的な治水対策)

- 本県の南部には、日本で最大の海拔ゼロメートル地帯を有する濃尾平野が広がっており、広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、近年被害を受けた河川や都市部を流れる河川等のハード対策を重点的に実施する必要がある。

(指標)

東海環状自動車道の県内供用率 52% (H25)

主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率 33% (H26)

河川構造物の耐震化施設率 17% (H25)

(別紙 2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(道路ネットワークの整備)

- 本県は内陸に位置し、津波等による被害はほとんどないと想定されるため、沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。
- 本県においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、着実な整備が必要である。
- 広域的かつ大規模な災害の際、道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。
- 本県は7県と接する内陸県であり、大規模災害時には、他県からの支援の受け入れや、他県への支援を中継するため、県境道路を確保する必要がある。

(道路情報の収集・提供の強化)

- 災害時の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術 (ICT) を活用した交通ネットワーク情報の収集を行うとともに、道路利用者に速やかに提供する必要がある。

(孤立・大雪対策)

- 県土の8割を山地が占める本県の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、代替ルートを含めた整備や道路防災対策を進めるとともに、市町村と連携し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取組みを進める必要がある。
- 県管理道路の除雪作業に使用する除雪機械の大部分を民間所有に頼っているが、県において機材を整備するなど、除雪体制の強化を図る必要がある。

(無電柱化対策)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。
- 緊急輸送道路においては電柱建込禁止区間の指定を検討する必要がある。

(リニア中央新幹線の整備促進)

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進する必要がある。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、予防的な老朽化対策を早急に進めるため、老朽化した重要インフラの整備を重点的に支援し、鉄道の安全運行の確保を図る必要がある。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する必要がある。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 県と事業者団体との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結しており、広域的な緊急輸送等の役割が期待されている。このため、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める必要がある。

2) 国土保全 ～火山、河川、砂防、治山等対策～

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

- 台風等の豪雨や、短期的・局地的豪雨の増加に伴い、毎年のように水害が発生している。このため、近年被害を受けた河川や都市部を流れる河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、整備途上における被害軽減や計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 県内には、河川堤防やダム、排水機場、樋門等、数多くの河川管理施設が設置されているが、大規模な地震等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震対策や液状化対策に計画的に取り組む必要がある。
- 地域特性を踏まえた総合的な土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害のおそれのある区域が多数存在（砂防指定地面積 87,876ha（全国 1 位）等）し、整備に着手できない箇所が数多くあることから、緊急性の高い箇所について重点的に整備を進める必要がある。また、ハード対策で対応できない箇所については、市町村等と連携して立地規制等を行うとともに、山間地の特性や溪流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う必要がある。

(治山ダム等の整備・機能強化)

- 県内において、これまでに約 1 万 9 千基の治山ダムを設置してきたが、土石流への衝撃に対する機能強化や、最下流治山ダムの土砂ポケット確保、流木捕捉対策工の設置などによる機能拡充が必要である。
- 県内には、崩壊や土砂流出等の危険が高いとされる集落が多数存在し、整備に着手していない箇所が数多くあることから、人家などの保全対象への影響が大きく、緊急性の高いものから優先的に対策を進める必要がある。

(亜炭鉱廃坑対策)

- 県では、従来からの事後対応に加え、予防的な防災工事を行うモデル事業を御嵩町において実施し、事前予防に道を開いたが、モデル事業では御嵩町の亜炭鉱廃坑の一部の対策しか行うことはできず、また、モデル事業の市町村以外にも対策を要する地域が存在することから、モデル事業の成果を検証のうえ、今後の対策について検討が必要である。
- 南海トラフ地震等が発生した際、亜炭鉱廃坑の崩壊により路面の陥没が懸念されることから、緊急輸送道路における路面陥没対策を推進する必要がある。

(火山災害対策)

- 関係機関と連携を図りながら、火山ハザードマップや避難計画の作成などのソフト対策に加え、防災設備の整備などのハード対策について早急に検討を行い、実効性ある対策を実施する必要がある。
- 平成 26 年 9 月 27 日の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山における登山届の提出義務化に

ついて検討する必要がある。

3) 農林水産 ～農林水産分野の災害対応力強化～

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の予防保全対策については、計画に基づき整備等を実施しているが、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(農業ため池の防災対策)

- 人命財産に影響を与えるおそれある農業ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めており、全国水準を上回る実績となっているが、ハード整備に着手できていないため池については、防災マップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合については、全国水準を上回っているが、県で造成した農業水利施設も数多く存在しているため、安定した食料供給に向け、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。
- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取組みを継続する必要がある。

(農業集落排水施設の機能保全)

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施し、実績は全国水準並みとなっているが、引き続き計画的に推進する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

- 本県は県土の81%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- CLT（直交集成板）等の新たな木製品や工法を普及することにより、木材産業の経営安定と森林整備を推進し、健全な森林の維持を図る必要がある。

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- 林道のうち、地域交通ネットワークを補完し国県道等と連絡する幹線林道及び集落間林道を優先的に整備するとともに、橋梁、トンネルについて改良すべき個所を把握するため、

早急に全箇所を点検診断する必要がある。

4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率は、約 7 割 (H20) と全国水準を下回っている。公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が進んでいないため、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断から工事までの一貫サポートなどきめ細かな対応により、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(空家対策)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空家対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策)

- 大規模盛土造成地については、一部の市町で有無の調査が行われているにとどまるため、大規模盛土造成地を把握するためのマップの作成などにより、情報共有を図る必要がある。

(水資源)

- 異常渇水等に対応するため、水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を図る必要がある。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を図る必要がある。

(市街地整備)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する必要がある。

(地籍調査)

- 平成 22 年度から 25 年度までの目標値 129 k m²に対し、実施は 82 k m² (達成率 64%) となっており、目標を下回っていることから、引き続き事業を促進することが必要である。

5) 保健医療・福祉 ～要配慮者対策及び医療救護体制確保～

(災害医療体制の充実)

- 東日本大震災以降、6つの災害拠点病院の追加指定を行い、二次医療圏内の災害拠点病院の複数化を進めてきた。残る西濃圏域についても追加指定を検討し、各圏域内のバックアップ機能を強化する必要がある。
- 県内の災害拠点病院における災害派遣医療チーム(DMAT)保有率は、100%となっており、今後は各災害拠点病院のDMATの複数化及び機能の維持向上を推進する必要がある。
- 平成25年度に、県内2か所に広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置に必要な資機材を整備したが、運用訓練等を実施し、体制を強化していく必要がある。

(災害拠点病院等の耐震化)

- 県内災害拠点病院12病院のうち11病院については耐震化済みであり、残る1病院についても着手済みであるが、耐震化事業が着実に進むよう支援を継続する必要がある。
- 県内病院や社会福祉施設の耐震化率は、全国平均を上回っているが、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化、防火体制の強化を進める必要がある。

(救急医療提供体制の強化)

- 平時から他県との連携等により、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る。

(医療・介護人材の育成)

- 岐阜大学医学部における地域枠の設定や、大学と病院、医師会が連携した医師育成・確保コンソーシアムによる医師確保策、看護・介護職員の処遇改善、介護福祉士を志す学生への修学資金貸付けなど、関係者と連携して医療・介護人材の育成・確保を進めており、一定の成果を上げてきている。今後の高齢社会の進展をにらみ、引き続き計画的な確保・育成策に平時から取り組み、災害時に、医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

(福祉施設等への支援)

- 県内の福祉団体、有識者、行政関係者により「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を平成26年7月に設立し、災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援を行うための検討に着手しているが、今後、検討を踏まえ具体的な体制を整備する必要がある。
- 保育所や社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。

6) 産業 ～サプライチェーンの確保～

(BCPの策定支援)

- 県内企業における事業継続計画（BCP）の策定については、岐阜県版BCPの策定支援により、モデルとなる事業者の育成ができたが、今後、さらに策定する事業所を広げていく必要がある。

(本社機能の誘致・企業立地)

- 国全体の強靱化に資する観点から、リニア中央新幹線の岐阜県駅が中津川市内に整備されるという機会を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進に向けた取組みを図る必要がある。

7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(上下水道の耐震・老朽化対策の推進)

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策を進めており、引き続き計画的に推進する必要がある。また、市町村における水道施設については、さらなる耐震化の促進が必要である。
- 流域下水道の耐震対策については、「汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策」に重点化し、計画に沿って対策を進めているが、完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限にとどめるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、市町村下水道施設について耐震化の促進を図る必要がある。

(下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発災後に必要な業務を的確に行うため、市町村の下水道 BCP の策定を促進する必要がある。

(合併浄化槽への転換促進)

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要がある。

(電力・ガスの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。
- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取り替えを進めており、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に推進する必要がある。
- 豪雨等の風水害や豪雪に備え、市町村や道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策のあり方について検討を進めるとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する必要がある。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等

ネットワークの信頼性向上を推進しているところであるが、災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所の設置、衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に推進する必要がある。

- 土砂災害や豪雪等に伴う通信の不通を迅速に回復するため、市町村や道路管理者等との情報共有など連携の強化を図る必要がある。

(大雪対策)

- 豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、対策を進める必要がある。

8) 行政機能 ～自治体機能の継続～

【行政】

(防災拠点の強化)

- 広域防災拠点について、国、市町村等と連携し、拠点の追加等を進めているが、実働訓練等を通じて適宜防災拠点の機能を見直し、資機材の整備等体制の強化を図る必要がある。
- 東日本大震災などでは、「道の駅」が被災者の一次避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう機能を強化することが必要である。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しているが、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。
- 防災拠点への再生可能エネルギー等の導入については、国の補助金を活用した基金を造成し、計画的に実施しているが、地域の重要な防災拠点を中心に、引き続き導入を推進する必要がある。
- 県総合庁舎の耐震補強工事を継続するとともに、災害対策の中核拠点となる県庁舎の建て替えについて、引き続き検討を進める必要がある。

(広域連携の推進)

- 首都機能バックアップ拠点の誘致や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、隣県等との連携の強化を図る必要がある。

(住民等への情報伝達の強化)

- 県では、避難勧告等を発令する市町村長や市町村職員を対象とした研修や、国のガイドラインの改訂を踏まえた訓練を市町村と合同で実施しているが、外国人を含む観光客や要配慮者等への対応を含め、災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害情報の伝達方法については、「ぎふ川と道のアラームメール」やエリアメールの活用など多様化を進めているが、さらに充実を図る必要がある。

(防災情報システム及び行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、防災情報通信システムの複線化など耐災害性を強化する必要がある。
- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保などの対策を実施しており、引き続き耐災害性の強化に取り組んでいく必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。
- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災フェアなどを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町村における非常用物資の備蓄を促進する必要がある。
- 民間企業やJA全農岐阜等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を構築している。今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していくことが必要である。

【警察・消防】

(警察災害派遣隊の体制強化)

- 平成25年1月に設置した県警察災害派遣隊については、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、関係機関と連携した実動訓練を実施するとともに、部隊の対処能力の向上を図る必要がある。

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 警察、消防の災害対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る必要がある。

(関係行政機関との連携体制の整備)

- 大規模災害発生時においては、他都道府県警察への応援を受けることになるが、現有の施設は狭隘なうえ、燃料備蓄量も十分でないことから、航空自衛隊岐阜基地の支援を受けるなど、受入れ体制の整備を図る必要がある。

(警察庁舎等の整備・耐震化)

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無

駄なく、迅速に運用するため、基幹防災拠点としての警察署の整備を行う必要がある。

- 警察庁舎等の耐震補強は、平成 29 年度に完了する見込みであるが、改築による耐震化を予定している警察署や庁舎について、計画的に整備を進める必要がある。

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する必要がある。

(信号機停電時対策)

- 国道などの主要道路に接する信号機に、可搬式発動発電機の接続に対応した信号機の整備を進める必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 平成 24 年 7 月に「岐阜県警察大規模災害対応業務継続計画」を策定したが、大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ、通常業務等の警察機能を維持するため、非常時優先業務と人員計画等をあらかじめ明確にする必要がある。

(消防人材・消防団員等の確保・育成)

- 近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。
- 地域防災力を維持するため、消防団員・水防団員の確保対策を図る必要がある。

9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

- 国の「災害廃棄物対策指針」が H26.3 に提示されたことを踏まえ、「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を改廃し、新たな災害廃棄物処理計画の策定を行うとともに、市町村に対して、災害廃棄物処理計画の改定（未策定市町村に対しては計画の策定）を促し、適正かつ迅速な処理体制の構築を図ることが必要である。

(有害物質対策)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

10) 地域づくり・リスクコミュニケーション

(防災人材の育成)

- 災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興には、地域コミュニティによる共助が不可欠であり、その中心となる地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る必要がある。

(防災教育の推進)

- 国土強靱化を図る上で、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、参加率が低下傾向にある自治会の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。
- 国土強靱化を図るためのハード整備には限界があることから、災害危険箇所の周知や避難行動につながる情報提供など、県民の防災意識の向上に資するソフト対策を推進していく必要がある。
- 県民の自助実践を促進する「災害から命を守る岐阜県民運動」については、「命を守るためのとっさの行動」を重点テーマに実施しているが、各家庭での防災対策が重要であることから、さらなる取組みが必要である。
- 防災キャンプの実施や防災教室講習会、伝統的防災施設マップを活用した総合学習などを通じ、学校関係者及び児童生徒に対し、自ら命を守る防災意識の向上に向けた取組みを進めているが、地域・学校の実情に応じ、自主的な取組みを促進するなど、成果を広げていく必要がある。

(要配慮者対策の推進)

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町村による避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援計画の具体化を促進するとともに、自治会を中心とした避難訓練を定期的実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。

(災害ボランティアの活動支援)

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることがないように、必要な資機材を支援するルールや、備蓄方法等について検討を進める必要がある。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域に根差した建設業は、地域の復旧・復興において重要な役割を果たすため、その事業継続力向上に向け、本県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組む BCM（事業継続マネジメント）の認定を行っているが、その取組みを継続する必要がある。
- 近年の建設投資の減少により、地域の建設業においては現場の技術者の不足や若年入職者の減少により技術継承の危機に直面しており、地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材を育成・確保していく必要がある。

11) メンテナンス・老朽化対策

(社会資本の適切な維持管理)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなど、全国トップレベルの社会資本について、高齢化が進行しており、計画的な長寿命対策に取り組む必要がある。
- 県内には河川構造物が多く存在し、その多くが設置から 30 年～40 年を経過し更新期を迎えていることから、洪水時に施設の機能が確実に発揮されるよう、適切に維持管理していく必要がある。
- 多数の砂防施設（砂防堰堤等約 4,200 箇所）を管理しており、これら施設の高齢化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う必要がある。

(公共施設等の維持管理)

- 公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(メンテナンスに関する人材の育成・確保)

- 大学や民間企業と連携し、社会基盤メンテナンスエキスパート等の育成を進めているが、社会資本の復旧・復興を担う人材の育成をさらに推進する必要がある。

(市町村に対する技術的支援)

- 社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足など維持管理に課題を抱えており、市町村に対する技術的な支援を推進する必要がある。

(別紙3) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 民間の住宅、建築物の耐震化の一層の促進を図るため、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築などきめ細かな対応等を実施する。
- 災害拠点病院や社会福祉施設等の耐震化、防火体制の強化について、助成制度の周知を図り、引き続き促進を図る。

(公共施設等の維持管理)

- 公共施設等の維持管理については、今後、更新時期を迎える建築物や設備が見込まれることから、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などの取組みを進める。

(空家対策)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空家対策を推進する。

(大規模盛土造成地対策)

- 地震発生時に地滑りや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するためのマップの作成・公表を市町村と連携して進めるなど、情報共有を図る。

(市街地整備)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備の促進を図る。

(無電柱化対策)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路においては、関係者と連携を図り、電柱建込禁止区間の指定を検討する。

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(総合的な治水対策の推進)

- 台風等の豪雨や、短期的・局部的豪雨の増加に備え、近年被害を受けた河川や都市部を流れる河川のハード対策を重点的に実施するとともに、整備途上における被害軽減や計画を超える洪水等への対応として、流出の抑制、情報提供による被害の軽減などソフト対策の充実を図る。

(河川管理施設等の長寿命化対策)

- 県内には、河川構造物が多く存在し、その多くが設置から 30 年～40 年を経過し更新期を迎えていることから、洪水時に施設の機能が確実に発揮されるよう、長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を推進する。

1-3) 大規模土砂災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策)

- 県内に土砂災害のおそれのある区域が多数存在し、整備に着手できない箇所が数多くある中、これまで進めてきた住宅密集地、避難所、要配慮者利用施設を保全するハード対策に加え、災害時にその機能が麻痺しないよう、防災拠点や道路ネットワークを保全するハード対策についても重点的に実施する。
- ハード対策で対応できない箇所については、市町村等と連携して立地規制等を行うとともに、山間地の特性や溪流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う。

(砂防施設等の長寿命化対策)

- 多数の砂防施設を管理しており、これら施設の高齢化が進んでいることから、長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を推進する。

(治山ダムの機能強化)

- 崩落や土砂流出等の危険性について調査・評価を実施し、土石流への衝撃に対する治山ダム袖部の機能強化対策や、最下流治山ダムの土砂ポケット確保対策と流木捕捉対策工の設置を進める。

(火山災害対策)

- 関係機関と連携を図りながら、火山ハザードマップや避難計画の作成などのソフト対策に加え、防災設備の整備などのハード対策について、早急に検討を行い、実効性ある対策を実施する。
- 平成 26 年 9 月 27 日の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山における登山届の提出義務化について検討を進める。

1-4) 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生

(亜炭鉱廃坑対策)

- 御嵩町で進められているモデル事業を着実に推進するとともに、対象地域以外にも対策を要する地域が存在することから、モデル事業の成果を検証のうえ、県内の亜炭鉱の全体像把握のための調査研究、鉱害予防対策における技術研究など、今後の対策について検討を進める。
- 南海トラフ地震等が発生した際、亜炭鉱廃坑の崩壊により路面陥没が発生し、交通に支障を来すことが懸念されることから、緊急輸送道路における路面陥没対策を推進する。

1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大

(住民等への情報伝達の強化)

- 外国人を含む観光客や要配慮者等への対応を含め、市町村長を対象とした研修を行うなど災害情報の伝達体制の強化を図る。
- ハザードマップの各戸配布や、気象情報、河川水位等の情報を提供する「ぎふ川と道のアラームメール」やエリアメールの周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める。
- 大規模災害時、迅速な復旧や物資輸送等の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術（ICT）を活用して道路情報の収集を強化するとともに、道路利用者へ提供する情報の拡充を図る。

(防災教育の推進)

- 国土強靱化を図る上で、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、参加率が低下傾向にある自治会の強化や、防災リーダーの育成、スキルアップなど、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。
- 県民の自助実践を促進する「災害から命を守る岐阜県民運動」については、各家庭での防災対策が重要であることから、さらなる取組みの充実を図る。
- 防災キャンプの実施や防災教室講習会、伝統的防災施設マップを活用した総合学習など、学校関係者及び児童生徒等に対し、自ら命を守る防災意識の向上に向けた取組みを進めるとともに、地域・学校の実情に応じ、自主的な取組みを促進するなど成果の拡大を図る。

(防災情報システムの整備)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、防災情報通信システムの地上系・衛星系・移動系の三層一体整備や複線化など耐災害性の強化を図る。

(要配慮者対策の推進)

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、県職員の派遣等により、市町村における要支援者名簿の作成及び要支援者個人の避難支援計画の具体化を支援するとともに、自治

会を中心とした避難訓練の定期的な実施を促進するなどにより、その実効性の確保を図る。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築)

- 広域防災拠点について、超広域災害を想定した実働訓練等を通じて適宜防災拠点の機能を見直し、防災資機材の整備等体制の強化を図る。
- 災害時に避難所や物流拠点となり得る「道の駅」において、防災面でも有効な次世代エネルギーインフラの導入や非常用電源の確保、備蓄倉庫や防災用トイレの設置など防災機能の強化を図る。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

(上下水道の耐震対策)

- 県営水道の大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化するバックアップ管に貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備や、長時間停電に備えた非常用電源確保対策を計画的に推進する。また、市町村における水道施設の耐震化に向けた講習会の開催等により、さらなる促進を図る。
- 流域下水道施設の耐震対策については、汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐ対策に重点化した岐阜県総合地震対策計画に基づき、施設の耐震化を推進するとともに、被災した際の被害を最小限にとどめるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を引き続き進める。また、市町村下水道施設について耐震化を促進する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災フェアなどを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町村等における非常用物資の備蓄を促進する。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- 県土の8割を山地が占める本県の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、代替ルートを含めた整備や道路防災対策を進めるとともに、市町村と連携し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取組みを進める。

(道路ネットワークを守る治水・土砂災害対策)

- 山間部においては、河川沿いの狭隘部等に社会、経済、行政等の中枢機能や交通が集中していることから、このような山間狭隘部において大規模災害発生時にも集落の孤立を発生させることのないよう、道路ネットワークを確保するための治水・土砂災害対策を推進する。

(道路における大雪対策)

- 飛騨北部や岐阜西濃北部、郡上地域等において積雪が多く、大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪作業に使用する除雪機材の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

(警察災害派遣隊の体制強化)

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣体制を確立しておくため、装備品の計画的な更新や資格取得、関係機関と連携した実動訓練を実施し、部隊の対処能力の向上を図る。

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 警察、消防の災害対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る。

(関係行政機関との連携体制の整備)

- 大規模災害発生時における他都道府県警察への受入りに備え、航空自衛隊岐阜基地の支援を受けるなど、連携体制の整備を図る。

(警察庁舎等の整備・耐震化)

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹防災拠点としての警察署の整備を推進する。
- 平成 29 年度に完了予定の警察庁舎等の耐震補強を進めるとともに、改築による耐震化を予定している警察署や庁舎について、計画的に整備を進める。

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を図る。

(信号機停電時対策)

- 国道などの主要道路に設置する信号機について、新設や更新時にあわせ、可搬式発動発電機の接続に対応した信号機の整備を進める。

(業務継続体制の整備)

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ、通常業務等の警察機能を維持するため、非常時優先業務と人員計画等を明確にし、業務継続体制の強化を図る。

(消防人材・消防団員等の確保・育成)

- 複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。
- 地域防災力を維持するため、市町村と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図る。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(災害医療体制の充実)

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化を進め、各圏域内のバックアップ機能を強化するため、残る西濃圏域についても追加指定を検討するとともに、各災害拠点病院の DMAT の複数化及び機能の維持向上を推進する。
- 広域搬送拠点臨時医療施設 (SCU) の運用訓練を実施するなど、体制の強化を図る。

(災害拠点病院等の耐震化)

- 県内災害拠点病院の耐震化事業が着実に進むよう支援を継続する。
- 県内病院や社会福祉施設の耐震化、防火体制の強化について、助成制度の周知を図り、引き続き促進を図る。

(救急医療提供体制の強化)

- 平時から他県との連携等により、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る。

(医療・介護人材の育成)

- 今後の高齢社会の進展をにらみ、災害時に、医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないように、関係機関と連携し、「岐阜県医学生修学資金の貸付け」や「岐阜県医師育成・確保コンソーシアム」による医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

(福祉施設等への支援)

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者から成る「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」における検討を進め、具体的な体制の整備を進める。
- 保育所や社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、引き続き、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努めるよう指導していく。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に、道路インフラの被災により医療施設への救急搬送等に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークの道路拡幅や橋梁の耐震補強、道路斜面对策等を着実に推進する。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 防災拠点となる県総合庁舎の耐震補強工事を引き続き実施する。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を計画的に推進する。
- インフラの被災により、県庁や市町村役場、広域防災拠点等へ到達できず、機能不全が発生する事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークの道路拡幅や橋梁の耐震補強、道路斜面对策等を着実に推進する。
- 防災拠点への再生可能エネルギー等の導入については、地域の重要な防災拠点や災害時に機能を維持すべき公共施設を中心に、引き続き導入を推進する。
- 災害対策の中核拠点となる県庁舎の建て替えについて、引き続き検討を進める。

(広域連携の推進)

- 首都機能バックアップ拠点の誘致や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、隣県等との連携の強化を図る。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持を図る。
- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ、通常業務等の警察機能を維持するため、平成24年7月に策定した「岐阜県警察大規模災害対応業務継続計画」の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等を明確にし、業務継続体制の強化を図る。

(行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保など、引き続き耐災害性の強化を図る。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を実施する。

4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

(BCP 策定/BCM の支援)

- 県内企業に対し、事業継続計画（BCP）の策定について、繰り返し訓練を重ねることによる、実効性の高い“使える BCP”の策定を支援するとともに、人材の育成を行い、策定する事業所の拡大を図る。
- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上に向け、本県と災害応援協定を締結する建設業関連団体に取り組む BCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する。

(本社機能の誘致・企業立地)

- 地方創生とともに、国全体の強靱化に資する観点から、リニア中央新幹線の岐阜県駅が中津川市内に整備される機会を活かし、首都圏等に立地する企業の本社機能等の県内誘致に向けた取組みを進める。

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(基幹的な道路ネットワークの確保)

- 沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう広域的な代替ルートとしての機能を確保するとともに、大規模災害時にすべての緊急輸送道路を早期に確保することは困難であるため、災害直後から有効に機能する東海環状自動車道西回り区間、東海北陸自動車道四車線化、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を最優先で実施する。
- 日本の真ん中であり、交通の結節点、7県と接する内陸県である本県の特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、県境道路の整備により道路ネットワークの機能強化を図る。

(道路ネットワークを守る治水・土砂災害対策)

- 道路ネットワークの機能を麻痺させないため、水害や土砂災害から保全するための対策に取り組む。

(リニア中央新幹線の整備促進)

- 広域的な代替輸送ルート確保の観点から、事業主体である JR 東海及び市町村等と連携・協力しつつ、リニア中央新幹線の整備を促進する。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要インフラの老朽化が進み、安全運行に支障が生じる懸念があることから、特に対応が必要な事業を重点的に支援し、鉄道施設の予防的な老朽化対策を早急に進める。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する。

4-3) 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料供給体制の確保)

- 災害時応援協定に基づく米の備蓄や生活必需物資の調達と迅速な供給について、民間企業や J A 全農岐阜等と連携し、引き続き体制の維持を図る。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給力を確保するため、基幹的な農業用水路の改修及び長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

5. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

（電力・ガスの災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。
- 都市ガスについては、引き続き、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に推進する。
- 豪雨等の風水害や豪雪に備え、市町村や道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携の強化を図る。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策のあり方について検討を進めるとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する。

（情報通信事業者の災害対応力強化）

- 災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所等の設置、衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に推進する。
- 土砂災害や豪雪等に伴う通信の不通を迅速に回復するため、市町村や道路管理者等との情報共有など連携の強化を図る。

（大雪対策）

- 豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、対策を進める。

（運輸・交通事業者の災害対応力強化）

- 災害時の広域的な緊急輸送等の役割を担うため、大規模災害時においても、緊急・救援輸送が早急に実施されるよう取組みを進める。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策等）

- 県営水道の大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化するバックアップ管に貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備や、長時間停電に備えた非常用電源確保対策を計画的に推進する。
- 流域下水道の耐震対策については、汚水処理施設の長期間にわたる機能停止を防ぐ対策

に重点化した岐阜県下水道総合地震対策計画により施設の耐震化を推進する。また、老朽化対策として、長寿命化計画に基づき各施設の機能確保を計画的に進める。

- 農業集落排水施設については、長期的な污水处理機能の確保のため、施設管理者である市町村等による機能診断等を支援するなど、計画的に施設の機能保全対策を推進する。

（下水道における業務継続体制の整備）

- 大規模地震発災後に必要な業務を的確に行うため、市町村の下水道 BCP の策定を促進する。

（合併浄化槽への転換促進）

- 老朽化した単独処理浄化槽の撤去についても支援するなど、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

5-2) 地域交通ネットワークの県内各地での分断

（地域を繋ぐ道路ネットワークの確保）

- 県土の8割を山地が占める地形的特性上、本県においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、大規模災害時に、地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、道路拡幅等により、県管理道路をはじめとした地域を繋ぐ道路ネットワークの整備を着実に進める。
- 大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を計画的に推進する。
- 飛騨北部や岐阜西濃北部、郡上地域等において積雪が多く、大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪作業に使用する除雪機材の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。

（道路施設の維持管理）

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなど、全国トップレベルの数の道路施設の高齢化が進行していることから、岐阜県道路施設維持管理指針に基づき、計画的な点検、補修等を実施する。

（道路情報の収集・提供の強化）

- 大規模災害時、迅速な復旧や物資輸送等の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術（ICT）を活用して道路情報の収集を強化するとともに、道路利用者へ提供する情報の拡充を図る。

（農林道の整備）

- 避難路や代替輸送路機能を確保するため、農道の整備や農道橋の耐震対策を計画的に推進する。

- 地域交通ネットワークを補完し国県道等と連絡する幹線林道及び集落間林道は、災害時に重要なライフラインとなることから、優先的に整備するとともに、橋梁、トンネルを対象とした点検診断を実施し、その結果を踏まえ、架け替えや耐震補強、修繕など必要な対策を進める。

5-3) 異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶

(水資源関連施設の整備推進等)

- 異常渇水等に対応するため、水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を図る。

(水源の多様化)

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を図る。

6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業ため池の防災対策)

- 人命財産に影響を与えるおそれある農業ため池の老朽化・耐震対策として、計画的な改修等を進めるとともに、ハード整備に着手できていない箇所については、防災マップの作成や管理体制の強化を実施するなど、ハード・ソフトを組み合わせた取組みを進める。

(総合的な治水・土砂災害対策)

- 台風等の豪雨や短期的・局地的豪雨等により、既設の河川・砂防施設の計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し大きな被害が発生するおそれがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

- 多数の河川構造物及び砂防施設を管理しており、これら施設の高齢化が進んでいることから、制御不能な二次災害を発生させないため、長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を推進する。

(河川管理施設の耐震化・液状化対策)

- 大規模な地震等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、ひとたび被災すれば復旧に時間を要する河川構造物の耐震化を概ね10年で実施する。

（農業用排水機場の整備）

- 農業生産の維持だけでなく、農村地域の湛水被害を未然に防止するため、農業用排水機場の老朽化・耐震対策として、施設の更新整備及び長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった、農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する鳥獣被害対策を進める。

（災害に強い森林づくり）

- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。
- CLT（直交集成板）等の新たな木製品や工法を普及することにより、木材産業の経営安定と森林整備を推進し、健全な森林の維持を図る。
- 県内には、崩壊や土砂流出等の危険が高いとされる集落が多数存在し、整備に着手できていない箇所が数多くあることから、人家などの保全対象への影響が大きく、緊急性の高いものから優先的に、治山ダム、護岸工及び山腹工等による総合的な治山対策を進める。

7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物対策）

- 国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を改廃し、新たな災害廃棄物処理計画の策定を行うとともに、市町村に対して、災害廃棄物処理計画の改定・策定を促し、適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

（有害物質対策）

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

（地籍調査の実施）

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの活動支援)

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることがないように、必要な資機材を支援するルールや備蓄方法等について検討を行い、仕組みづくりを進める。

(防災人材の育成)

- 防災・減災に係る人材育成等を強化するため、専門性の高い大学と連携し、総合防災力を高めることができる体制を整備する。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備や、工事施工時期の平準化などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

(メンテナンスに関する人材の育成・確保)

- 大学や産業界と連携し、点検や補修に高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート」の養成など、地域における社会資本の迅速な復旧・復興を担う人材の育成・確保を進める。

(市町村に対する技術的支援)

- 社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足など維持管理に課題を抱えていることから、市町村に対する技術的な支援を推進する。

7-3) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワーク整備)

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、幹線道路に加え、各地域の復旧・復興に必要な道路として、東海環状自動車道西回り区間、東海北陸自動車道四車線化、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークの確保を推進する。

(総合的な治水対策)

- 本県の南部には、日本で最大の海拔ゼロメートル地帯を有する濃尾平野が広がっており、広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、近年被害を受けた河川や都市部を流れる河川等のハード対策を重点的に実施する。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます